

改正後	改正前
別 紙	別 紙
土地改良事業等請負工事積算基準及び 標準歩掛の参考資料(施設機械)	土地改良事業等請負工事積算基準及び 標準歩掛の参考資料(施設機械)
第1章 鋼橋製作架設工事（参考資料）	第1章 鋼橋製作架設工事（参考資料）
第1 適用範囲 [略]	第1 適用範囲 [略]
第2 工場製作原価	第2 工場製作原価
1 直接製作費	1 直接製作費
1-1 材料費 [略]	1-1 材料費 [略]
1-2 労務費	1-2 労務費
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
1) 製作工	1) 製作工数
橋梁の製作工数は次式により算出することを原則とする。	橋梁の製作工数は次式により算出することを原則とする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 本体の仮組立工数(Y_3)	(5) 本体の仮組立工数(Y_3)
イ、ロ、ハに示す条件を全て満たす橋梁については、原則として本体の仮組立を簡略化するものとし、 補正率 ϵ （表-2・3）を用いて本体の仮組立工数を低減する。	イ、ロ、ハに示す条件を全て満たす橋梁については、原則として本体の仮組立を簡略化するものとし、 補正係数 ϵ （表-2・3）を用いて本体の仮組立工数を低減する。
イ・ロ [略]	イ・ロ [略]
ハ 鉸桁橋では斜角が75°以上、箱桁橋では斜角が90°であること	ハ 鉸桁橋では斜角が75°以上、箱桁橋では斜角が90°であること
ただし、特段の理由（桁高が変化する場合、溶接継手を採用する場合、ベント架設以外の架設方法を採用する場合、その他「標準的」と解釈できない理由がある場合等）がある場合にはこの限りではない。	ただし、特段の理由（桁高が変化する場合、溶接継手を採用する場合、ベント架設以外の架設方法を採用する場合、その他「標準的」と解釈できない理由がある場合等）がある場合にはこの限りではない。
$Y_3 = C \times c \times K_4 \times (1 + \epsilon)$	$Y_3 = C \times c \times K_4 \times (1 + \epsilon)$
C : 本体の全体部材数	C : 本体の全体部材数
c : 部材の橋梁形式による標準工数(表-2・4)	c : 部材の橋梁形式による標準工数(表-2・4)
K_4 : 1部材当たり重量による影響係数(表-2・8)	K_4 : 1部材当たり重量による影響係数(表-2・8)
ϵ : 仮組立の簡略化による補正率(表-2・3)	ϵ : 仮組立の簡略化による補正係数(表-2・3)
(注) 部材とは、架設時に継手により組み立てられる材片の工場組立単位。単純鉸桁、連続鉸桁は対傾構・横構を含む。	(注) 部材とは、架設時に継手により組み立てられる材片の工場組立単位。単純鉸桁、連続鉸桁は対傾構・横構を含む。
表-2・3 仮組立の簡略化による補正率 [略]	表-2・3 仮組立の簡略化による補正係数 [略]
(6)～(10) [略]	(6)～(10) [略]
2)・3) [略]	2)・3) [略]
1-3 塗装費 [略]	1-3 塗装費 [略]

2 間接製作費 [略]

第3 架設工事原価

1 直接工事費

[略]

1-1 輸送費

1) 運搬距離

運搬距離は、架設位置から最寄りの橋梁製作工場が所在する市町村役場までの最短経路を用いて計算する。

表-3・1 鋼橋製作工場 所在地一覧

道府県名	所在地
北海道	釧路市, 北広島市, 室蘭市, 石狩市
岩手県	盛岡市
茨城県	神栖市, 取手市
栃木県	下野市, 小山市
千葉県	市原市
新潟県	聖籠町
山梨県	笛吹市
長野県	高山村, 長野市
富山県	南砺市, 立山町, 射水市
石川県	白山市
福井県	福井市
愛知県	知多市, 半田市
三重県	松阪市, 津市
滋賀県	東近江市
大阪府	堺市
和歌山県	海南市, 由良町
広島県	尾道市
山口県	宇部市, 防府市
徳島県	小松島市
香川県	多度津町, 高松市
福岡県	北九州市
佐賀県	伊万里市
長崎県	西海市
宮崎県	延岡市
大分県	大分市

(注) 橋梁製作工場が所在する市町村は上表を標準とする。

2) 輸送費

輸送費の積算は、橋種ごとに表-3・2に示す算定式を用いて積算するものとする。

2 間接製作費 [略]

第3 架設工事原価

1 直接工事費

[略]

1-1 輸送費

1) 運搬距離

運搬距離は、東京、名古屋、大阪又は広島からの距離を用いて計算する。

なお、これにより難しい場合は、別途考慮する。

(新設)

2) 輸送費

輸送費の積算は、橋種ごとに表-3・1に示す算定式を用いて積算するものとする。

○土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

表-3・2 鋼橋工場製作輸送費（沖縄を除く）

[略]

1-2 架設費

1) 架設費の内容

架設費の内容は表-3・3のとおりである。ただし、本表は架設費の総括表であり、架設工法により適用項目を抽出して積上げ計上する。架設工法が併用工法となる場合でも適用項目を現地条件勘案の上、組合せて積算することができる。

表-3・3 架設費の内容

[略]

(1) 移動式クレーン

移動式クレーンの機種・規格は、表-3・4を標準とする。

表-3・4 移動式クレーン機種の選定

[略]

(2) ベント設備 [略]

(3) 発動発電機

本締め工等に使用する発動発電機の規格は、表-3・5を標準とする。ただし、商用電源を使用する場合は、計上しない。

表-3・5 発動発電機機種の選定

[略]

(4) 仮締めボルト及びドリフトピンの規格及び数量

仮締めボルト及びドリフトピンの規格及び数量は、表-3・6を標準とする。これにより難しい場合は、別途考慮する。

表-3・6 仮締めボルト及びドリフトピンの数量

[略]

2) 支承据付工

(1) 金属支承据付工

イ 金属支承据付工歩掛は、表-3・7を標準とする。

表-3・7 金属支承据付工歩掛

[略]

N：支承設置数(基)

a：1 基当たり支承質量による係数(表-3・8)

(注)1.・2. [略]

3. クレーン賃料、架設工具損料等は、表-3・22により別途計上する。

4. 諸雑費は、支承据付用足場材賃料(平均橋台橋脚高さ2m以上)及び発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類の費用であり、労務費の合計額に、表-3・7の率を乗じた金額を上限として計上する。

なお、商用電源を使用した場合は、支承据付用足場材賃料(平均橋台橋脚高さ2m以上)及び商用電力料として()内の率を乗じた金額を上限として計上する。

5.～7. [略]

表-3・1 鋼橋工場製作輸送費（沖縄を除く）

[略]

1-2 架設費

1) 架設費の内容

架設費の内容は表-3・2のとおりである。ただし、本表は架設費の総括表であり、架設工法により適用項目を抽出して積上げ計上する。架設工法が併用工法となる場合でも適用項目を現地条件勘案の上、組合せて積算することができる。

表-3・2 架設費の内容

[略]

(1) 移動式クレーン

移動式クレーンの機種・規格は、表-3・3を標準とする。

表-3・3 移動式クレーン機種の選定

[略]

(2) ベント設備 [略]

(3) 発動発電機

本締め工等に使用する発動発電機の規格は、表-3・4を標準とする。ただし、商用電源を使用する場合は、計上しない。

表-3・4 発動発電機機種の選定

[略]

(4) 仮締めボルト及びドリフトピンの規格及び数量

仮締めボルト及びドリフトピンの規格及び数量は、表-3・5を標準とする。これにより難しい場合は、別途考慮する。

表-3・5 仮締めボルト及びドリフトピンの数量

[略]

2) 支承据付工

(1) 金属支承据付工

イ 金属支承据付工歩掛は、表-3・6を標準とする。

表-3・6 金属支承据付工歩掛

[略]

N：支承設置数(基)

a：1 基当たり支承質量による係数(表-3・7)

(注)1.・2. [略]

3. クレーン賃料、架設工具損料等は、表-3・21により別途計上する。

4. 諸雑費は、支承据付用足場材賃料(平均橋台橋脚高さ2m以上)及び発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類の費用であり、労務費の合計額に、表-3・6の率を乗じた金額を上限として計上する。

なお、商用電源を使用した場合は、支承据付用足場材賃料(平均橋台橋脚高さ2m以上)及び商用電力料として()内の率を乗じた金額を上限として計上する。

5.～7. [略]

○土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

ロ 補正係数

表-3・8 金属支承質量による係数（a）

[略]

(2) ゴム支承据付工

ゴム支承据付工歩掛は、表-3・9を標準とする。

表-3・9 ゴム支承据付工歩掛

[略]

(注)1.・2. [略]

3. クレーン賃料、架設工具損料等は、表-3・22により別途計上する。

4. 諸雑費は、支承据付用足場材料賃料（平均橋台橋脚高さ2m以上）及び発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類の費用等であり、労務費の合計額に表-3・9の率を乗じた金額を上限として計上する。

なお、商用電源を使用した場合は、支承据付用足場材賃料（平均橋台橋脚高さ2m以上）及び商用電力料として（）内の率を乗じた金額を上限として計上する。

5.～7. [略]

8. 支承総質量、支承設置数は、表-3・9の種別ごとの現場当たりの数量を計上する。

(3) 支承据付材料（無収縮モルタル等） [略]

3) 地組工

(1) 地組工歩掛は表-3・10を標準とする。

(2) [略]

表-3・10 地組工歩掛

[略]

(注)1.～3. [略]

4. 諸雑費は、地組用架台損料、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類の費用であり、労務費の合計額に表-3・10の率を乗じた金額を上限として計上する。

なお、商用電源を使用した場合も同値とする。

5. クレーン賃料、架設工具損料等は、表-3・22により別途計上する。

6. [略]

図 [略]

鈹桁・少数I桁
(縦列組)

箱桁・細幅箱桁
(横割ブロック組立)

箱桁・細幅箱桁
(縦列組)

4) 架設工

(1) 鈹桁・箱桁・少数I桁・細幅箱桁・ラーメン

移動式クレーン・移動式クレーンによるステージングの鈹桁・箱桁・少数I桁・細幅箱桁及びラーメンの架設工歩掛は、表-3・11を標準とする。

表-3・11 架設工歩掛

[略]

W : 橋体総質量(t)

n : 主桁架設回数(回)

a : 一部材質量による係数(表-3・13)

ロ 補正係数

表-3・7 金属支承質量による係数（a）

[略]

(2) ゴム支承据付工

ゴム支承据付工歩掛は、表-3・8を標準とする。

表-3・8 ゴム支承据付工歩掛

[略]

(注)1.・2. [略]

3. クレーン賃料、架設工具損料等は、表-3・21により別途計上する。

4. 諸雑費は、支承据付用足場材料賃料（平均橋台橋脚高さ2m以上）及び発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類の費用等であり、労務費の合計額に表-3・8の率を乗じた金額を上限として計上する。

なお、商用電源を使用した場合は、支承据付用足場材賃料（平均橋台橋脚高さ2m以上）及び商用電力料として（）内の率を乗じた金額を上限として計上する。

5.～7. [略]

8. 支承総質量、支承設置数は、表-3・8の種別ごとの現場当たりの数量を計上する。

(3) 支承据付材料（無収縮モルタル等） [略]

3) 地組工

(1) 地組工歩掛は表-3・9を標準とする。

(2) [略]

表-3・9 地組工歩掛

[略]

(注)1.～3. [略]

4. 諸雑費は、地組用架台損料、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類の費用であり、労務費の合計額に表-3・9の率を乗じた金額を上限として計上する。

なお、商用電源を使用した場合も同値とする。

5. クレーン賃料、架設工具損料等は、表-3・21により別途計上する。

6. [略]

図 [略]

鈹桁・少数I桁
(縦列組)

箱桁・細幅箱桁
(横割ブロック組立)

箱桁・細幅箱桁
(縦列組)

4) 架設工

(1) 鈹桁・箱桁・少数I桁・細幅箱桁・ラーメン

移動式クレーン・移動式クレーンによるステージングの鈹桁・箱桁・少数I桁・細幅箱桁及びラーメンの架設工歩掛は、表-3・10を標準とする。

表-3・10 架設工歩掛

[略]

W : 橋体総質量(t)

n : 主桁架設回数(回)

a : 一部材質量による係数(表-3・12)

○土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

(2) トラス

トラス架設工歩掛は、表-3・12を標準とする。

表-3・12 架設工歩掛

[略]

(3) 一部材質量による係数

一部材質量による係数は、表-3・13を標準とする。

表-3・13 一部材質量による係数

[略]

(注)1.~5. [略]

6. クレーン賃料、架設工具損料等は、表-3・22により別途計上する。
7. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び消耗材料の費用であり、労務費の合計額に、表-3・11~12の率を乗じた金額を上限として計上する。
なお、商用電源を使用した場合は、商用電力料及び消耗材料費として()内の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 8.~10. [略]

5) 本締め工

本締め工歩掛は、表-3・14を標準とする。

表-3・14 本締め工歩掛

[略]

(注)1. [略]

2. 架設工具損料等は表-3・22により別途計上する。
3. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び消耗材料の費用であり、労務費の合計額に、表-3・14の率を乗じた金額を上限として計上する。
なお、商用電源を使用した場合も同値とする。
4. 日当たり施工量 D_q は一の位を四捨五入し、10本単位とする。
5. [略]

6) 落橋防止装置取付工

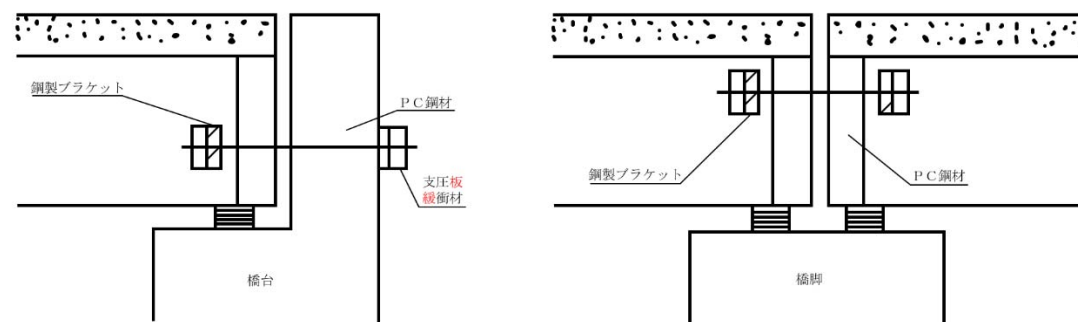
PC鋼棒又はケーブルによって連結される落橋防止装置の取付歩掛は、表-3・15を標準とする。

表-3・15 落橋防止装置取付工歩掛

[略]

(注)1.・2. [略]

3. クレーン賃料、架設工具損料等は、表-3・22により別途計上する。
4. [略]



(2) トラス

トラス架設工歩掛は、表-3・11を標準とする。

表-3・11 架設工歩掛

[略]

(3) 一部材質量による係数

一部材質量による係数は、表-3・12を標準とする。

表-3・12 一部材質量による係数

[略]

(注)1.~5. [略]

6. クレーン賃料、架設工具損料等は、表-3・21により別途計上する。
7. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び消耗材料の費用であり、労務費の合計額に、表-3・10~11の率を乗じた金額を上限として計上する。
なお、商用電源を使用した場合は、商用電力料及び消耗材料費として()内の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 8.~10. [略]

5) 本締め工

本締め工歩掛は、表-3・13を標準とする。

表-3・13 本締め工歩掛

[略]

(注)1. [略]

2. 架設工具損料等は表-3・21により別途計上する。
3. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類及び消耗材料の費用であり、労務費の合計額に、表-3・13の率を乗じた金額を上限として計上する。
なお、商用電源を使用した場合も同値とする。
4. 日当たり施工量 D_q は整数第1位を四捨五入し、整数第2位までとする。
5. [略]

6) 落橋防止装置取付工

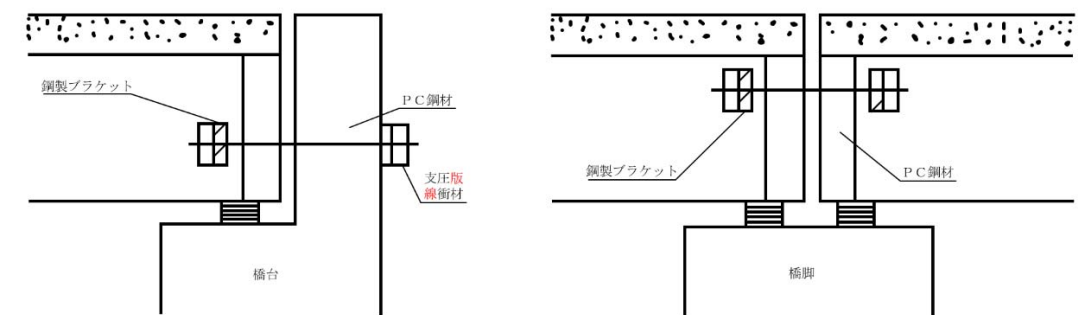
PC鋼棒又はケーブルによって連結される落橋防止装置の取付歩掛は、表-3・14を標準とする。

表-3・14 落橋防止装置取付工歩掛

[略]

(注)1.・2. [略]

3. クレーン賃料、架設工具損料等は、表-3・21により別途計上する。
4. [略]



○土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

上部構造と下部構造を連結する場合 2連の上部構造を相互に連結する場合
（参考図）

7) アンカー工 [略]

8) 小運搬工

小運搬工は、現場条件、架設条件、輸送条件等で、一時仮置きを必要とする場合、別途計上する。
小運搬工の計上にあたっては、大規模工事で扱い部材数量が多い場合、取付道路が屈曲して作業用地の狭い場合、交通規制を受ける場合等で一時仮置きをしなければならない現場の状況を判断した上で、工法に応じて別途計上する。

9) ベント工

(1) ベント設備設置・撤去

ベント設備設置・撤去歩掛は、表-3・16を標準とする。なお、ベント用足場の設置・撤去労務を含む。

表-3・16 ベント設備設置・撤去歩掛

[略]

- (注) 1. クレーン賃料、架設工具損料等は表-3・22により別途計上する。
2.・3. [略]
4. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類の費用であり、労務費の合計額に表-3・16の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、商用電源を使用した場合は商用電力料として()内の率を乗じた金額を上限として計上する。
5. [略]
6. ベント用足場の供用1日当たり損料はベント設備供用1日当たり損料に表-3・17の率を乗じたものを上限とし、供用日数はベント設備供用日数と同等として計上する。ただし、平均ベント高さ2m未満の場合は計上しない。

表-3・17 ベント用足場のベント設備損料に乗じる率

[略]

(2) ベント設備の質量

ベント総質量(T)は、次式による。

$$T = \sum T_i$$

$$h < 10 \quad T_i = 0.372 \times (B + 1.5) + \{4.737 \times n + 0.372 \times (B + 1.5)\} \times h / 10$$

$$10 \leq h \leq 30 \quad T_i = 0.39 \times n \times h + 0.744 \times (B + 1.5) + 0.837 \times n$$

ただし、T : ベント総質量(つなぎ材、筋かい、梁等を含む)(t)

T_i : 1基当たりのベント質量(t)

n : 1列当たりのベント柱本数(表-3・18)(本)

h : ベント高さ(基礎天端から主桁下端まで)(m)

B : 構造幅(外桁~外桁間隔、箱桁は外Web~外Web間隔)(m)

なお、 T_i 、h、Bとも小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

表-3・18 1列当たりベント柱本数

[略]

(3) ベント基礎設置・撤去

鋼板によるベント基礎設置・撤去歩掛は、表-3・19を標準とする。

表-3・19 ベント基礎設置・撤去歩掛

上部構造と下部構造を連結する場合 2連の上部構造を相互に連結する場合
（参考図）

7) アンカー工 [略]

8) 小運搬工

小運搬工は、現地条件、架設条件、輸送条件等で、一時仮置きを必要とする場合、別途計上する。
小運搬工の計上にあたっては、大規模工事で扱い部材数量が多い場合、取付道路が屈曲して作業用地の狭い場合、交通規制を受ける場合等で一時仮置きをしなければならない現場の状況を判断した上で、工法に応じて別途計上する。

9) ベント工

(1) ベント設備設置・撤去

ベント設備設置・撤去歩掛は、表-3・15を標準とする。なお、ベント用足場の設置・撤去労務を含む。

表-3・15 ベント設備設置・撤去歩掛

[略]

- (注) 1. クレーン賃料、架設工具損料等は表-3・21により別途計上する。
2.・3. [略]
4. 諸雑費は、発動発電機を使用した場合の燃料・油脂類の費用であり、労務費の合計額に表-3・15の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、商用電源を使用した場合は商用電力料として()内の率を乗じた金額を上限として計上する。
5. [略]
6. ベント用足場の供用1日当たり損料はベント設備供用1日当たり損料に表-3・16の率を乗じたものを上限とし、供用日数はベント設備供用日数と同等として計上する。ただし、平均ベント高さ2m未満の場合は計上しない。

表-3・16 ベント用足場のベント設備損料に乗じる率

[略]

(2) ベント設備の質量

ベント総質量(T)は、次式による。

$$T = \sum T_i$$

$$h < 10 \quad T_i = 0.372 \times (B + 1.5) + \{4.737 \times n + 0.372 \times (B + 1.5)\} \times h / 10$$

$$10 \leq h \leq 30 \quad T_i = 0.39 \times n \times h + 0.744 \times (B + 1.5) + 0.837 \times n$$

ただし、T : ベント総質量(つなぎ材、筋かい、梁等を含む)(t)

T_i : 1基当たりのベント質量(t)

n : 1列当たりのベント柱本数(表-3・17)(本)

h : ベント高さ(基礎天端から主桁下端まで)(m)

B : 構造幅(外桁~外桁間隔、箱桁は外Web~外Web間隔)(m)

なお、 T_i 、h、Bとも小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

表-3・17 1列当たりベント柱本数

[略]

(3) ベント基礎設置・撤去

鋼板によるベント基礎設置・撤去歩掛は、表-3・18を標準とする。

表-3・18 ベント基礎設置・撤去歩掛

○土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

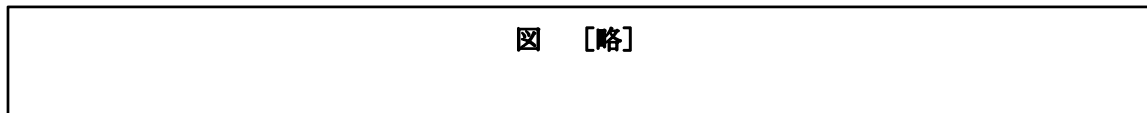
[略]

(注) 1.～6. [略]

7. 鋼板供用1日当たり損耗費については、ベント設備供用1日当たり損料に表-3・20の率を乗じたものとする。なお、鋼板供用日数は、ベント設備供用日数と同等とする。

表-3・20 ベント基礎に鋼板を使う場合のベント設備供用1日当たり損料に乘じる率

[略]



10) 合成床版工

合成床版工は、桁形式が少数I桁又は細幅箱桁の場合に適用するものとする。

(1) 合成床版架設工

合成床版の架設工歩掛は、表-3・21とする。

表-3・21 合成床版架設工歩掛

[略]

(注) 1.・2. [略]

3. クレーン賃料、架設工具損料等は表-3・22により、別途計上する。

4.～8. [略]

11) 架設用機械設備及び工具の供用日数等

架設用機械設備及び工具の供用日数は、表-3・22を標準とする。これにより難しい場合は、別途考慮する。

表-3・22 設備及び工具の供用日数等

[略]

(注)1. 供用日数等は1パーティで工種ごとに供用日数等を累加している。大規模工事、工期などから表-3・22により難しい場合、2パーティ、3パーティと構成人員が増す場合等は、工程表から工種による供用日数等のラップ等を考慮して算出する。

2.～10. [略]

12) 足場工、防護工及び登り栈橋工

(1) 足場工

イ 足場の種類と使用状況及び構成

a [略]

b 使用状況

使用は、架設、床版又は塗装作業の工程ごとに単独使用を標準とするが、現場状況、施工状況に応じて各作業に兼用して使用することができる。

各足場の使用状況による区分で、架設、床版、塗装に兼用する場合に考えられる主な状況は以下のとおりである。(一例)

a) 架設、床版、塗装工事に兼用する場合

① 同一業者に架設、床版、塗装工事を発注する場合(case I)

② 別業者に架設、床版、塗装工事を別件で発注し、主体足場を架設、床版、塗装工事に継続して使用する場合(case II)

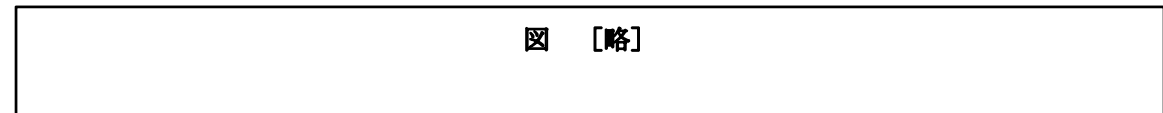
[略]

(注) (注) 1.～6. [略]

7. 鋼板供用1日当たり損耗費については、ベント設備供用1日当たり損料に表-3・19の率を乗じたものとする。なお、鋼板供用日数は、ベント設備供用日数と同等とする。

表-3・19 ベント基礎に鋼板を使う場合のベント設備供用1日当たり損料に乘じる率

[略]



10) 合成床版工

合成床版工は、桁形式が少数I桁又は細幅箱桁の場合に適用するものとする。

(1) 合成床版架設工

合成床版の架設工歩掛は、表-3・20とする。

表-3・20 合成床版架設工歩掛

[略]

(注) 1.・2. [略]

3. クレーン賃料、架設工具損料等は表-3・21により、別途計上する。

4.～8. [略]

11) 架設用機械設備及び工具の供用日数等

架設用機械設備及び工具の供用日数は、表-3・21を標準とする。これにより難しい場合は、別途考慮する。

表-3・21 設備及び工具の供用日数等

[略]

(注)1. 供用日数等は1パーティで工種ごとに供用日数等を累加している。大規模工事、工期などから表-3・21により難しい場合、2パーティ、3パーティと構成人員が増す場合等は、工程表から工種による供用日数等のラップ等を考慮して算出する。

2.～10. [略]

12) 足場工、防護工及び登り栈橋工

(1) 足場工

イ 足場の種類と使用状況及び構成

a [略]

b 使用状況

使用は、架設、床版又は塗装作業の工程ごとに単独使用を標準とするが、現場状況、施工状況に応じて各作業に兼用して使用することができる。

各足場の使用状況による区分で、架設、床版、塗装に兼用する場合に考えられる主な状況は以下のとおりである。(一例)

a) 架設、床版、塗装工事に兼用する場合

① 同一業者に架設、床版、塗装工事を発注する場合(case I)

② 別業者に架設、床版、塗装工事を別件で発注し、主体足場を架設、床版、塗装工事に継続して使用する場合(case II)

○土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

- b) 架設、床版工事に兼用する場合
- ① 同一業者に架設、床版工事を発注し、塗装工事を別途異業者に発注し、主体足場を架設、床版工事に継続して使用する場合(caseⅢ)
 - ② 別業者に架設、床版、塗装工事を別件で発注し、架設、床版工事のみ主体足場を継続して使用する場合(caseⅣ)
- c) 床版、塗装工事に兼用する場合
- ① 架設工事が別途異業者で、床版、塗装工事を同一業者に発注し、主体足場を床版、塗装工事に継続して使用する場合。(caseⅤ)
 - ② 別業者に架設、床版、塗装工事を別件で発注し、主体足場を床版、塗装工事に継続して使用する場合。(caseⅥ)
- 以上の各場合に架設、床版、塗装工事に積上げる足場工費は次表を参考に積上げを行う。
 なお、異業者に発注し兼用を考える場合(caseⅡ、Ⅳ、Ⅵ)は原則として足場の転用をしないことが前提であり、一般には1~4スパン程度が標準となる。したがって、転用を考える場合は実状に応じて計算するものとする。



c 足場構成 [略]

ロ 足場工費

足場等賃料及び設置又は撤去若しくは設置撤去の労務費は次式による。なお、供用月数は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

$$\begin{aligned} \text{主体足場工費} &= (L_1 + L_2 T_1 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)} \\ \text{中段足場工費} &= (L_1 + L_2 T_2 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)} \\ \text{安全通路工費} &= (L_1 + L_2 T_3 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)} \\ \text{部分作業床工費} &= (L_1 + L_2 T_4 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)} \\ \text{朝顔工費} &= (L_1 + L_2 T_5 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)} \\ \text{ただし、片側朝顔の場合は} & \text{朝顔工費} / 2 \text{ とする。} \\ \text{床版追加足場工費} &= (L_1 + L_2 T_6) \times A \text{ (円)} \end{aligned}$$

- L_1 、 L_2 ：賃料係数(表-3・23~28)
- T_1 ：主体足場を供用している月数(月)
- T_2 ：中段足場を供用している月数(〃)
- T_3 ：安全通路を供用している月数(〃)
- T_4 ：部分作業床を供用している月数(〃)
- T_5 ：朝顔を供用している月数(〃)
- T_6 ：床版追加足場を供用している月数(〃)
- N_1 ：設置歩掛係数(表-3・23~27)
- N_2 ：撤去歩掛係数(表-3・23~27)
- y ：橋りょう特殊工単価(円/人)
- A ：橋面積(m^2)
- $A = W \times L$
- W ：全幅員(地履外縁間距離)(m)

- b) 架設、床版工事に兼用する場合
- ① 同一業者に架設、床版工事を発注し、塗装工事を別途異業者に発注し、主体足場を架設、床版工事に継続して使用する場合(caseⅢ)
 - ② 異業者に架設、床版、塗装工事を別件で発注し、架設、床版工事のみ主体足場を継続して使用する場合(caseⅣ)
- c) 床版、塗装工事に兼用する場合
- ① 架設工事が別途異業者で、床版、塗装工事を同一業者に発注し、主体足場を床版、塗装工事に継続して使用する場合。(caseⅤ)
 - ② 異業者に架設、床版、塗装工事を別件で発注し、主体足場を床版、塗装工事に継続して使用する場合。(caseⅥ)
- 以上の各場合に架設、床版、塗装工事に積上げる足場工費は次表を参考に積上げを行う。
 なお、異業者に発注し兼用を考える場合(caseⅡ、Ⅳ、Ⅵ)は原則として足場の転用をしないことが前提であり、一般には1~4スパン程度が標準となる。したがって、転用を考える場合は実状に応じて計算するものとする。



c 足場構成 [略]

ロ 足場工費

足場等賃料及び設置又は撤去若しくは設置撤去の労務費は次式による。なお、供用月数は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

$$\begin{aligned} \text{主体足場工費} &= (L_1 + L_2 T_1 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)} \\ \text{中段足場工費} &= (L_1 + L_2 T_2 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)} \\ \text{安全通路工費} &= (L_1 + L_2 T_3 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)} \\ \text{部分作業床工費} &= (L_1 + L_2 T_4 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)} \\ \text{朝顔工費} &= (L_1 + L_2 T_5 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)} \\ \text{ただし、片側朝顔の場合は} & \text{朝顔工費} / 2 \text{ とする。} \\ \text{床版追加足場工費} &= (L_1 + L_2 T_6) \times A \text{ (円)} \end{aligned}$$

- L_1 、 L_2 ：賃料係数(表-3・22~27)
- T_1 ：主体足場を供用している月数(月)
- T_2 ：中段足場を供用している月数(〃)
- T_3 ：安全通路を供用している月数(〃)
- T_4 ：部分作業床を供用している月数(〃)
- T_5 ：朝顔を供用している月数(〃)
- T_6 ：床版追加足場を供用している月数(〃)
- N_1 ：設置歩掛係数(表-3・22~26)
- N_2 ：撤去歩掛係数(表-3・22~26)
- y ：橋りょう特殊工単価(円/人)
- A ：橋面積(m^2)
- $A = W \times L$
- W ：全幅員(地履外縁間距離)(m)

○土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

L：橋長(m)

(注) 1. 架設及び塗装足場において桁下に防護工を併設する場合は、朝顔を防護工必要橋面積(全幅員×必要長)分計上する。
更に各工程で兼用使用する場合は、各々必要な賃料及び労務を別途考慮する。

表-3・23 主体足場各係数

[略]

表-3・24 中段足場各係数

[略]

表-3・25 安全通路各係数

[略]

表-3・26 部分作業床各係数

[略]

表-3・27 朝顔各係数

[略]

表-3・28 床版追加足場各係数

[略]

足場を架設・床版・塗装の各作業で単独使用又は兼用使用する場合は次表を参考に各項目を計上する。なお、兼用使用する場合には、工事ごとに発注方法を考慮する。

表-3・29 架設・床版・塗装に単独使用する場合

[略]

表-3・30 架設・床版・塗装に兼用使用する場合

[略]

表-3・31 架設・床版・塗装に兼用使用する場合 (case I ~ case VI)

[略]



(積算上の考え方) [略]

ハ 側面塗装足場 [略]

(2) 防護工

防護工は、使用目的、種類等により、次に基づいて計上する。

なお、板張防護・シート張防護を桁下に設置する場合は、別途足場工にて主体足場及び朝顔を計上する。

イ 板張防護工

L：橋長(m)

(注) 1. 架設及び塗装足場において桁下に防護工を併設する場合は、朝顔を防護工必要橋面積(全幅員×必要長)分計上する。
更に各工程で兼用使用する場合は、各々必要な賃料及び労務を別途考慮する。

表-3・22 主体足場各係数

[略]

表-3・23 中段足場各係数

[略]

表-3・24 安全通路各係数

[略]

表-3・25 部分作業床各係数

[略]

表-3・26 朝顔各係数

[略]

表-3・27 床版追加足場各係数

[略]

足場を架設・床版・塗装の各作業で単独使用又は兼用使用する場合は次表を参考に各項目を計上する。なお、兼用使用する場合には、工事ごとに発注方法を考慮する。

表-3・28 架設・床版・塗装に単独使用する場合

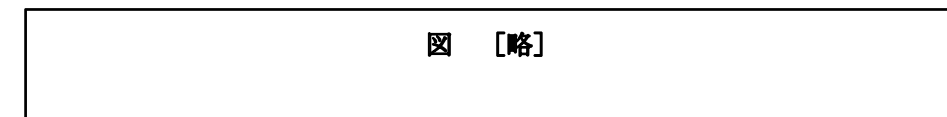
[略]

表-3・29 架設・床版・塗装に兼用使用する場合

[略]

表-3・30 架設・床版・塗装に兼用使用する場合 (case I ~ case VI)

[略]



(積算上の考え方) [略]

ハ 側面塗装足場 [略]

(2) 防護工

防護工は、使用目的、種類等により、次に基づいて計上する。

なお、板張防護・シート張防護を桁下に設置する場合は、別途足場工にて主体足場及び朝顔を計上する。

イ 板張防護工

○土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

桁下に鉄道又は道路等があり、第三者に危害を及ぼす恐れのある場合に計上するものとし、12)－(1)－ロで算定した足場工費に別途計上する。

$$\text{板張防護工費} = (L_1 + L_2 T_8 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

L_1 、 L_2 ：賃料係数(表-3・32)

T_8 ：防護部を供用している月数

N_1 ：設置歩掛係数(表-3・32)

N_2 ：撤去歩掛係数(表-3・32)

y ：橋りょう特殊工単価(円/人)

A ：防護工必要橋面積(m^2)

$$A = W \times L$$

W ：全幅員（地覆外縁間距離）(m)

L ：必要長(m)

表-3・32 板張防護工各係数

[略]

ロ シート張防護工

鋼橋塗装において塗料飛散を防止する必要がある場合、12)－(1)－ロで算定した足場工費に別途計上する。ただし、桁下に鉄道又は道路等があり、第三者に危害を及ぼすおそれがある場合は、板張防護工とする。

$$\text{シート張防護工費} = (L_1 + L_2 T_8 + N_1 y \text{ (設置)} + N_2 y \text{ (撤去)}) \times A \text{ (円)}$$

L_1 、 L_2 ：賃料係数(表-3・33)

T_8 ：防護部を供用している月数

N_1 ：設置歩掛係数(表-3・33)

N_2 ：撤去歩掛係数(表-3・33)

y ：橋りょう特殊工単価(円/人)

A ：防護工必要橋面積(m^2)

$$A = W \times L$$

W ：全幅員（地覆外縁間距離）(m)

L ：必要長(m)

表-3・33 シート張防護工各係数

[略]

また、トラス、アーチ等側面を塗装する場合、飛散防止のためのシート張防護工を設置する場合は次式による。

$$\text{シート張防護工費} = \{39 + 26 T_9 + 0.003 y \text{ (設置)} + 0.001 y \text{ (撤去)}\} \times A \text{ (円)}$$

T_9 ：防護工供用月数(月)

y ：橋りょう特殊工単価(円/人)

A ：トラスの側面面積(左右両弦の合計)(m^2)

$$A = \text{側面投影面積} \times 2$$

ハ ワイヤブリッジ防護工 [略]

(3) 登り栈橋工 [略]

桁下に鉄道又は道路等があり、第三者に危害を及ぼす恐れのある場合に計上するものとし、12)－(1)－ロで算定した足場工費に別途計上する。

$$\text{板張防護工費} = (L_1 + L_2 T_8 + (N_1 + N_2) y) \times A \text{ (円)}$$

L_1 、 L_2 ：賃料係数(表-3・31)

T_8 ：防護部を供用している月数

N_1 ：設置歩掛係数(表-3・31)

N_2 ：撤去歩掛係数(表-3・31)

y ：橋りょう特殊工単価(円/人)

A ：防護工必要橋面積(m^2)

$$A = W \times L$$

W ：全幅員（地覆外縁間距離）(m)

L ：必要長(m)

表-3・31 板張防護工各係数

[略]

ロ シート張防護工

鋼橋塗装において塗料飛散を防止する必要がある場合、12)－(1)－ロで算定した足場工費に別途計上する。ただし、桁下に鉄道又は道路等があり、第三者に危害を及ぼすおそれがある場合は、板張防護工とする。

$$\text{シート張防護工費} = (L_1 + L_2 T_8 + N_1 y \text{ (設置)} + N_2 y \text{ (撤去)}) \times A \text{ (円)}$$

L_1 、 L_2 ：賃料係数(表-3・32)

T_8 ：防護部を供用している月数

N_1 ：設置歩掛係数(表-3・32)

N_2 ：撤去歩掛係数(表-3・32)

y ：橋りょう特殊工単価(円/人)

A ：防護工必要橋面積(m^2)

$$A = W \times L$$

W ：全幅員（地覆外縁間距離）(m)

L ：必要長(m)

表-3・32 シート張防護工各係数

[略]

また、トラス、アーチ等側面を塗装する場合、飛散防止のためのシート張防護工を設置する場合は次式による。

$$\text{シート張防護工費} = \{39 + 26 T_9 + 0.003 y \text{ (設置)} + 0.001 y \text{ (撤去)}\} \times A \text{ (円)}$$

T_9 ：防護工供用月数(月)

y ：橋りょう特殊工単価(円/人)

A ：トラスの側面面積(左右両弦の合計)(m^2)

$$A = \text{側面投影面積} \times 2$$

ハ ワイヤブリッジ防護工 [略]

(3) 登り栈橋工 [略]

○土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

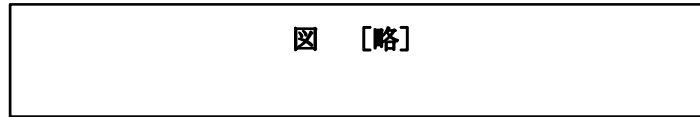
13) 溶接工

(1) 鋼床版現場溶接工

本歩掛は、鋼道路橋の架設に伴う鋼床版現場溶接工のうち、下記のものに適用する。

イ・ロ [略]

ハ 施工範囲



a 鋼床版現場溶接工歩掛

鋼床版現場溶接工歩掛は、表-3・34を標準とする。

表-3・34 溶接工歩掛

[略]

b 使用機械器具

鋼床版現場溶接工に使用する機械器具は、表-3・35を標準とする。

表-3・35 鋼床版現場溶接工に使用する機械器具

[略]

(注) 1. [略]

2. 上記鋼床版現場溶接工に使用する機械以外の設備及び工具の供用日数の算出は、表-3・22による。

c 消耗材料

鋼床版現場溶接工に使用する消耗材料は、表-3・36を標準とする。

表-3・36 消耗材料

[略]

d 諸雑費

諸雑費は、雑消耗材料費（酸素、アセチレン、CO₂、ガウジングカーボン、裏当押え板、エンドタブ材等）、空気圧縮機・溶接工具（フラックス乾燥機、溶接用ケーブル、ファン（軸流式）等）の損料及び運転経費、電力に関する経費等の費用であり、労務費、機械損料の合計額に表-3・37の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、商用電源を使用した場合は、（ ）内の率を乗じた金額を上限として計上する。

表-3・37 諸雑費率

[略]

(2) 鋼床版Uリブ現場溶接工

本歩掛は、鋼道路橋の架設に伴う鋼床版Uリブ現場溶接工のうち、下記のものに適用する。

イ・ロ [略]

13) 溶接工

(1) 鋼床版現場溶接工

本歩掛は、鋼道路橋の架設に伴う鋼床版現場溶接工のうち、下記のものに適用する。

イ・ロ [略]

ハ 施工範囲



a 鋼床版現場溶接工歩掛

鋼床版現場溶接工歩掛は、表-3・33を標準とする。

表-3・33 溶接工歩掛

[略]

b 使用機械器具

鋼床版現場溶接工に使用する機械器具は、表-3・34を標準とする。

表-3・34 鋼床版現場溶接工に使用する機械器具

[略]

(注) 1. [略]

2. 上記鋼床版現場溶接工に使用する機械以外の設備及び工具の供用日数の算出は、表-3・21による。

c 消耗材料

鋼床版現場溶接工に使用する消耗材料は、表-3・35を標準とする。

表-3・35 消耗材料

[略]

d 諸雑費

諸雑費は、雑消耗材料費（酸素、アセチレン、CO₂、ガウジングカーボン、裏当押え板、エンドタブ材等）、空気圧縮機・溶接工具（フラックス乾燥機、溶接用ケーブル、ファン（軸流式）等）の損料及び運転経費、電力に関する経費等の費用であり、労務費、機械損料の合計額に表-3・36の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、商用電源を使用した場合は、（ ）内の率を乗じた金額を上限として計上する。

表-3・36 諸雑費率

[略]

(2) 鋼床版Uリブ現場溶接工

本歩掛は、鋼道路橋の架設に伴う鋼床版Uリブ現場溶接工のうち、下記のものに適用する。

イ・ロ [略]

ハ 施工範囲



a ユリブ現場溶接工歩掛

ユリブ現場溶接工歩掛は、表-3・38を標準とする。

表-3・38 溶接工歩掛

[略]

b 使用機械器具

ユリブ現場溶接工に使用する機械器具は、表-3・39を標準とする。

表-3・39 ユリブ現場溶接工に使用する機械器具

[略]

(注) 1. [略]

2. 上記ユリブ現場溶接工に使用する機械以外の設備及び工具の供用日数の算出は、表-3・22による。

c 消耗材料

ユリブ現場溶接工に使用する消耗材料は、表-3・40を標準とする。

(11個(t=6mm)又は9個(t=8mm)当たり)

表-3・40 消耗材料

[略]

d 諸雑費

諸雑費は、雑消耗材料（酸素、アセチレン及びガウジングカーボン等）、空気圧縮機、溶接工具（ファン（軸流式）、溶接用ケーブル、携帯用乾燥機等）の損料及び運転経費、電力に関する経費等の費用であり、消耗材料費、労務費、機械損料の合計額に表-3・41の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、商用電源を使用した場合は、（ ）内の率を乗じた金額を上限として計上する。

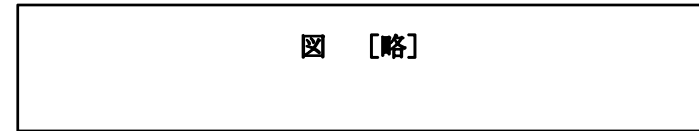
表-3・41 諸雑費率

[略]

1-3・1-4 [略]

[削る。]

ハ 施工範囲



a ユリブ現場溶接工歩掛

ユリブ現場溶接工歩掛は、表-3・37を標準とする。

表-3・37 溶接工歩掛

[略]

b 使用機械器具

ユリブ現場溶接工に使用する機械器具は、表-3・38を標準とする。

表-3・38 ユリブ現場溶接工に使用する機械器具

[略]

(注) 1. [略]

2. 上記ユリブ現場溶接工に使用する機械以外の設備及び工具の供用日数の算出は、表-3・21による。

c 消耗材料

ユリブ現場溶接工に使用する消耗材料は、表-3・39を標準とする。

(11個(t=6mm)又は9個(t=8mm)当たり)

表-3・39 消耗材料

[略]

d 諸雑費

諸雑費は、雑消耗材料（酸素、アセチレン及びガウジングカーボン等）、空気圧縮機、溶接工具（ファン（軸流式）、溶接用ケーブル、携帯用乾燥機等）の損料及び運転経費、電力に関する経費等の費用であり、消耗材料費、労務費、機械損料の合計額に表-3・40の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、商用電源を使用した場合は、（ ）内の率を乗じた金額を上限として計上する。

表-3・40 諸雑費率

[略]

1-3・1-4 [略]

2 間接工事費

2-1 共通仮設費

共通仮設費の積算は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「土地改良事業等請負工事積算基準」に準じるものとし、適用工種区分は「その他土木工事（1）」とする。

2-2 現場管理費

現場管理費の積算は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「土地改良事業等請負工事積算基準」

に準じるものとし、適用工種区分は「その他土木工事（1）」とする。

第4 床版工 [略]

第5 塗 装

1 適用範囲

[略]

1-1 塗装前処理 [略]

1-2 工場塗装

1) 工場塗装の標準歩掛は次のとおりとする。

表-5・2 (1) 外面用塗装系A-5（一般環境に適用する。）

[略]

表-5・3 (2) 外面用塗装系C-5（厳しい腐食環境に適用する。）

[略]

表-5・4 (3) 内面用塗装系D-5、D-6（箱桁などの内面に適用する。）

[略]

表-5・5 (4) 現場継手部塗装系F-11、F-12

（部材製作時に高力ボルト継手部を塗装しておく場合に適用）

[略]

（注）1. [略]

2. 動力工具処理の場合の諸雑費は、処理後のプライマー補修費用等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

3. ～9. [略]

1-3 現場塗装 [略]

第6 その他 [略]

第4 床版工 [略]

第5 塗 装

1 適用範囲

[略]

1-1 塗装前処理 [略]

1-2 工場塗装

1) 工場塗装の標準歩掛は次のとおりとする。

表-5・2 (1) 外面用塗装系A-5（一般環境に適用する。）

[略]

表-5・3 (2) 外面用塗装系C-5（厳しい腐食環境に適用する。）

[略]

表-5・4 (3) 内面用塗装系D-5、D-6（箱桁などの内面に適用する。）

[略]

表-5・5 (4) 現場継手部塗装系F-11、F-12

（部材製作時に高力ボルト継手部を塗装しておく場合に適用）

[略]

（注）1. [略]

2. 動力工具処理の場合の諸雑費は、処理後のプライマー補修費用等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上とする。

3. ～9. [略]

1-3 現場塗装 [略]

第6 その他 [略]

改 正 後	現 行									
<p>第 2 章 電気通信設備工事(参考資料)</p> <p>第 1 一般共通 [略]</p> <p>第 2 電気通信設備工事標準歩掛</p> <p>1 一般共通 [略]</p> <p>2 共通設備工</p> <p>2-1 配管・配線工</p> <p>1) 配管工 <u>[削る。]</u> (1)電線管の定尺で無加工で施工する割合が大部分とは、直線部分がほとんどで曲げ及び切断作業が発生しない場合で、この場合に歩掛を 0.7 倍する。 (2) 可とう電線管の歩掛について 支持を要する 2 m以上の可とう電線管（金属管・合成樹脂管）については、<u>可とう電線管</u>の歩掛を適用し、2 m未満の敷設においては、材料費のみを計上するものとする。 (3)材料の数量算出について 材料費は、据付（工事）に必要な材料の費用であり、電線、電線管及びケーブル類の所要数量の算出は、「土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）」第 1 章 適用範囲及び共通事項 1-4 鋼材、塗装、配管・配線の数量計算の取扱い 1-4-3 配管・配線の数量計算 に基づき、原則として必要数量を各部にわたり詳細に算出して計上することとする。 (4) 金属製電線管及び硬質ビニル管の付属品は、電線管金額の 15%を付属品として計上する。 (5) 波付硬質合成樹脂管（F E P）及び可とう電線管については、付属品を実数計上とする。</p> <p>2) 配線工 [略]</p> <p>3) 配線器具設置工</p> <p>(1) ケーブルラックを多段積みする場合の歩掛は、最大幅のラック（一段のみ）の歩掛は 1.0 倍とし、他のラックの歩掛は 0.5 倍とする。 <u>[削る。]</u></p>	<p>第 2 章 電気通信設備工事(参考資料)</p> <p>第 1 一般共通 [略]</p> <p>第 2 電気通信設備工事標準歩掛</p> <p>1 一般共通 [略]</p> <p>2 共通設備工</p> <p>2-1 配管・配線工</p> <p>1) 配管工 <u>(1) PE ライニング厚鋼電線管の歩掛は、厚鋼電線管を適用する。</u> (2)電線管の定尺で無加工で施工する割合が大部分とは、直線部分がほとんどで曲げ及び切断作業が発生しない場合で、この場合に歩掛を 0.7 倍する。 (3) 可とう電線管の歩掛について 支持を要する 2 m以上の可とう電線管（金属管・合成樹脂管）については、<u>硬質ビニル管</u>の歩掛を適用し、2 m未満の敷設においては、材料費のみを計上するものとする。 <u>なお、歩掛の適用に当たっては、硬質ビニル管の歩掛表の注書に記載の「定尺を無加工で施工する割合が大部分の場合は、0.7 倍とする。」を適用するものとする。</u> (4)材料の数量算出について 材料費は、据付（工事）に必要な材料の費用であり、電線、電線管及びケーブル類の所要数量の算出は、「土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）」第 1 章 適用範囲及び共通事項 1-4 鋼材、塗装、配管・配線の数量計算の取扱い 1-4-3 配管・配線の数量計算 に基づき、原則として必要数量を各部にわたり詳細に算出して計上することとする。 (5) 金属製電線管及び硬質ビニル管の付属品は、電線管金額の 15%を付属品として計上する。 (6) 波付硬質合成樹脂管（F E P）及び可とう電線管については、付属品を実数計上とする。</p> <p>2) 配線工 [略]</p> <p>3) 配線器具設置工</p> <p>(1) ケーブルラックを多段積みする場合の歩掛は、最大幅のラック（一段のみ）の歩掛は 1.0 倍とし、他のラックの歩掛は 0.5 倍とする。 <u>(2) 金属ダクトの歩掛は、表-2・2・1 による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表-2・2・1 金属ダクト歩掛</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作業種別</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">電 工 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>20×10cm</u></td> <td style="text-align: center;"><u>m</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.52</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>30×10cm</u></td> <td style="text-align: center;"><u>m</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.56</u></td> </tr> </tbody> </table>	作業種別	単位	電 工 (人)	<u>20×10cm</u>	<u>m</u>	<u>0.52</u>	<u>30×10cm</u>	<u>m</u>	<u>0.56</u>
作業種別	単位	電 工 (人)								
<u>20×10cm</u>	<u>m</u>	<u>0.52</u>								
<u>30×10cm</u>	<u>m</u>	<u>0.56</u>								

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2138 号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

改 正 後	現 行									
<p>4) 引込柱及び通信線柱設置工 [略]</p> <p>2-2 ハンドホール据付 [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>40×15cm</u></td> <td style="text-align: center;"><u>m</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.62</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>50×20cm</u></td> <td style="text-align: center;"><u>m</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.68</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>60×25cm</u></td> <td style="text-align: center;"><u>m</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.74</u></td> </tr> </table> <p>4) 引込柱及び通信線柱設置工 [略]</p> <p>2-2 ハンドホール据付 [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<u>40×15cm</u>	<u>m</u>	<u>0.62</u>	<u>50×20cm</u>	<u>m</u>	<u>0.68</u>	<u>60×25cm</u>	<u>m</u>	<u>0.74</u>
<u>40×15cm</u>	<u>m</u>	<u>0.62</u>								
<u>50×20cm</u>	<u>m</u>	<u>0.68</u>								
<u>60×25cm</u>	<u>m</u>	<u>0.74</u>								

改 正 後

別表 電線・ケーブルの仕上り外径(参考)

(1) 電力ケーブル類

1) 600V ビニル絶縁電線 (IV)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)	備 考
			<u>配 線</u>	
600V ビニル絶縁電線 (IV)	1.0 mm	2.6	5	
	1.2 mm	2.8	5	
	1.6 mm	3.2	5	
	2.0 mm	3.6	5	
	2.6 mm	4.6	5	
	3.2 mm	5.6	10	
	4.0 mm	6.8	10	
	5.0 mm	8.2	10	
	0.9 mm ²	2.8	5	
	1.25 mm ²	3.0	5	
	2.0 mm ²	3.4	5	
	3.5 mm ²	4.0	5	
	5.5 mm ²	5.0	5	
	8 mm ²	6.0	10	
	14 mm ²	7.6	10	
	22 mm ²	9.2	10	
	38 mm ²	11.5	<u>20</u>	
	60 mm ²	14.0	<u>20</u>	
	100 mm ²	17.0	20	
	150 mm ²	21.0	<u>40</u>	
200 mm ²	23.0	<u>40</u>		
250 mm ²	26.0	<u>40</u>		
325 mm ²	29.0	<u>40</u>		
400 mm ²	32.0	40		
500 mm ²	35.0	40		

2) 600V 二種ビニル絶縁電線 (HIV)

現 行

別表 電線・ケーブルの仕上り外径(参考)

(1) 電力ケーブル類

1) 600V ビニル絶縁電線 (IV)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
600V ビニル絶縁電線 (IV)	1.0 mm	2.6	5	
	1.2 mm	2.8	5	
	1.6 mm	3.2	5	
	2.0 mm	3.6	5	
	2.6 mm	4.6	5	
	3.2 mm	5.6	10	
	4.0 mm	6.8	10	
	5.0 mm	8.2	10	
	0.9 mm ²	2.8	5	
	1.25 mm ²	3.0	5	
	2.0 mm ²	3.4	5	
	3.5 mm ²	4.0	5	
	5.5 mm ²	5.0	5	
	8 mm ²	6.0	10	
	14 mm ²	7.6	10	
	22 mm ²	9.2	10	
	38 mm ²	11.5	<u>15</u>	
	60 mm ²	14.0	<u>15</u>	
	100 mm ²	17.0	20	
	150 mm ²	21.0	<u>30</u>	
200 mm ²	23.0	<u>30</u>		
250 mm ²	26.0	<u>30</u>		
325 mm ²	29.0	<u>30</u>		
400 mm ²	32.0	40		
500 mm ²	35.0	40		

2) 600V 二種ビニル絶縁電線 (HIV)

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2138 号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)	備 考
			配 線	
600V 二種ビニル絶縁電線 (HIV)	1.2 mm	2.8	5	
	1.6 mm	3.2	5	
	2.0 mm	3.6	5	
	2.6 mm	4.6	5	
	3.2 mm	5.6	10	
	4.0 mm	6.8	10	
	5.0 mm	8.2	10	
	0.9 mm ²	2.8	5	
	1.25 mm ²	3.0	5	
	2.0 mm ²	3.4	5	
	3.5 mm ²	4.0	5	
	5.5 mm ²	5.0	5	
	8 mm ²	6.0	10	
	14 mm ²	7.6	10	
	22 mm ²	9.2	10	
	38 mm ²	11.5	<u>20</u>	
	60 mm ²	14.0	<u>20</u>	
	100 mm ²	17.0	20	
	150 mm ²	21.0	<u>40</u>	
	200 mm ²	23.0	<u>40</u>	
250 mm ²	26.0	<u>40</u>		
325 mm ²	29.0	<u>40</u>		
400 mm ²	32.0	40		
500 mm ²	35.0	40		

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
600V 二種ビニル絶縁電線 (HIV)	1.2 mm	2.8	5	
	1.6 mm	3.2	5	
	2.0 mm	3.6	5	
	2.6 mm	4.6	5	
	3.2 mm	5.6	10	
	4.0 mm	6.8	10	
	5.0 mm	8.2	10	
	0.9 mm ²	2.8	5	
	1.25 mm ²	3.0	5	
	2.0 mm ²	3.4	5	
	3.5 mm ²	4.0	5	
	5.5 mm ²	5.0	5	
	8 mm ²	6.0	10	
	14 mm ²	7.6	10	
	22 mm ²	9.2	10	
	38 mm ²	11.5	<u>15</u>	
	60 mm ²	14.0	<u>15</u>	
	100 mm ²	17.0	20	
	150 mm ²	21.0	<u>30</u>	
	200 mm ²	23.0	<u>30</u>	
250 mm ²	26.0	<u>30</u>		
325 mm ²	29.0	<u>30</u>		
400 mm ²	32.0	40		
500 mm ²	35.0	40		

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

3) 600V ビニル絶縁ビニルシースケープル (VVR)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)	備 考
			配 線	
600V ビニル絶縁ビニルシースケープル (VV-R (SV))	1.6mm-2C	9.9	10	
	2.0mm-2C	11.2	<u>20</u>	
	2.6mm-2C	13.0	<u>20</u>	
	5.5mm ² -2C	13.5	<u>20</u>	
	8mm ² -2C	15.5	20	
	14mm ² -2C	18.0	20	
	22mm ² -2C	21.0	<u>40</u>	
	38mm ² -2C	26.0	<u>40</u>	
	60mm ² -2C	31.0	40	
	100mm ² -2C	37.0	40	
	150mm ² -2C	44.0	50	
	200mm ² -2C	50.0	50	
	250mm ² -2C	54.0	60	
	325mm ² -2C	61.0	70	
	1.6mm-3C	10.5	<u>20</u>	
	2.0mm-3C	11.5	<u>20</u>	
	2.6mm-3C	13.5	<u>20</u>	
	5.5mm ² -3C	14.5	<u>20</u>	
	8mm ² -3C	16.1	20	
	14mm ² -3C	19.0	20	
	22mm ² -3C	23.0	<u>40</u>	
	38mm ² -3C	28.0	<u>40</u>	
	60mm ² -3C	33.0	40	
	100mm ² -3C	40.0	40	
	150mm ² -3C	47.0	50	
	200mm ² -3C	53.0	60	
250mm ² -3C	58.0	60		
325mm ² -3C	65.0	70		

4) 600V ビニル絶縁ビニルシースケープル (VVF)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)	備 考
			配 線	
600V ビニル絶縁ビニルシースケープル (VV-F (F))	1.6mm-2C	6.2×9.4	10	
	2.0mm-2C	6.6×10.5	<u>20</u>	

3) 600V ビニル絶縁ビニルシースケープル (VVR)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
600V ビニル絶縁ビニルシースケープル (VV-R (SV))	1.6mm-2C	9.9	10	
	2.0mm-2C	11.2	<u>15</u>	
	2.6mm-2C	13.0	<u>15</u>	
	5.5mm ² -2C	13.5	<u>15</u>	
	8mm ² -2C	15.5	20	
	14mm ² -2C	18.0	20	
	22mm ² -2C	21.0	<u>30</u>	
	38mm ² -2C	26.0	<u>30</u>	
	60mm ² -2C	31.0	40	
	100mm ² -2C	37.0	40	
	150mm ² -2C	44.0	50	
	200mm ² -2C	50.0	50	
	250mm ² -2C	54.0	60	
	325mm ² -2C	61.0	70	
	1.6mm-3C	10.5	<u>15</u>	
	2.0mm-3C	11.5	<u>15</u>	
	2.6mm-3C	13.5	<u>15</u>	
	5.5mm ² -3C	14.5	<u>15</u>	
	8mm ² -3C	16.1	20	
	14mm ² -3C	19.0	20	
	22mm ² -3C	23.0	<u>30</u>	
	38mm ² -3C	28.0	<u>30</u>	
	60mm ² -3C	33.0	40	
	100mm ² -3C	40.0	40	
	150mm ² -3C	47.0	50	
	200mm ² -3C	53.0	60	
250mm ² -3C	58.0	60		
325mm ² -3C	65.0	70		

4) 600V ビニル絶縁ビニルシースケープル (VVF)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
600V ビニル絶縁ビニルシースケープル (VV-F (F))	1.6mm-2C	6.2×9.4	10	
	2.0mm-2C	6.6×10.5	<u>15</u>	

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2138 号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

	2.6mm-2C	7.6×12.5	<u>20</u>	
	1.6mm-3C	6.2×13.0	<u>20</u>	
	2.0mm-3C	6.6×14.0	<u>20</u>	
	2.6mm-3C	7.6×17.0	20	

	2.6mm-2C	7.6×12.5	<u>15</u>	
	1.6mm-3C	6.2×13.0	<u>15</u>	
	2.0mm-3C	6.6×14.0	<u>15</u>	
	2.6mm-3C	7.6×17.0	20	

5) 引込用絶縁電線(DV)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)	備 考
			架空配線	
引込用絶縁電線 (DV)	<u>2.0mm-2C</u>	<u>7.2</u>	<u>15</u>	
	<u>2.6mm-2C</u>	<u>9.2</u>	<u>15</u>	
	<u>3.2mm-2C</u>	<u>11.5</u>	<u>15</u>	
	<u>8mm²-2C</u>	<u>12.0</u>	<u>15</u>	
	<u>14mm²-2C</u>	<u>15.5</u>	<u>20</u>	
	<u>22mm²-2C</u>	<u>18.5</u>	<u>20</u>	
	<u>38mm²-2C</u>	<u>23.0</u>	<u>30</u>	
	<u>60mm²-2C</u>	<u>28.0</u>	<u>30</u>	
	<u>2.0mm-3C</u>	<u>7.8</u>	<u>15</u>	
	<u>2.6mm-3C</u>	<u>9.9</u>	<u>15</u>	
	<u>3.2mm-3C</u>	<u>12.5</u>	<u>15</u>	
	<u>8mm²-3C</u>	<u>13.0</u>	<u>15</u>	
	<u>14mm²-3C</u>	<u>16.5</u>	<u>20</u>	
	<u>22mm²-3C</u>	<u>20.0</u>	<u>20</u>	
	<u>38mm²-3C</u>	<u>25.0</u>	<u>30</u>	
	<u>60mm²-3C</u>	<u>30.0</u>	<u>30</u>	

(新設)

6) 屋外用ビニル絶縁電線(OW)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)		備 考
			配 線	架空配線	
屋外用ビニル絶縁電線 (OW)	2.0mm	2.8		5	
	2.6mm	3.6		5	
	3.2mm	4.4		5	
	4.0mm	6.0		10	
	5.0mm	7.4		10	
	14mm ²	6.8		10	
	22mm ²	8.4		10	
	38mm ²	11.0		15	
	60mm ²	13.0		15	
	100mm ²	16.0		—	
	150mm ²	19.5		—	
	200mm ²	22.0		—	

7) 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CV)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)		備 考
			配 線	架空配線	
架橋ポリエチレン絶縁ビニル シースケーブル (600V CV)	2.0mm ²	6.4	10	15	
	3.5mm ²	7.0	10	15	
	5.5mm ²	8.0	10	15	
	8mm ²	8.5	10	15	
	14mm ²	9.4	10	15	
	22mm ²	11.0	20	15	
	38mm ²	13.1	20	15	
	60mm ²	15.5	20	20	
	100mm ²	19.0	20	20	
	150mm ²	22.0	40	30	
	200mm ²	26.0	40	30	
	250mm ²	28.0	40	30	
	325mm ²	31.0	40	40	
	400mm ²	34.0	40	40	
	500mm ²	38.0	40	40	
	600mm ²	40.8	50	—	
800mm ²	47.0	50	—		
1,000mm ²	51.0	60	—		

(新設)

5) 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CV)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
架橋ポリエチレン絶縁ビニル シースケーブル (600V CV)	2.0mm ²	6.4	10	
	3.5mm ²	7.0	10	
	5.5mm ²	8.0	10	
	8mm ²	8.5	10	
	14mm ²	9.4	10	
	22mm ²	11.0	15	
	38mm ²	13.1	15	
	60mm ²	15.5	20	
	100mm ²	19.0	20	
	150mm ²	22.0	30	
	200mm ²	26.0	30	
	250mm ²	28.0	30	
	325mm ²	31.0	40	
	400mm ²	34.0	40	
	500mm ²	38.0	40	
	600mm ²	40.8	50	
800mm ²	47.0	50		
1,000mm ²	51.0	60		

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

架橋ポリエチレン絶縁ビニル シースケープル (600V CV)	2.0mm ² ×2C	10.5	<u>20</u>	<u>15</u>	
	3.5mm ² ×2C	11.5	<u>20</u>	<u>15</u>	
	5.5mm ² ×2C	13.5	<u>20</u>	<u>15</u>	
	8mm ² ×2C	14.8	<u>20</u>	<u>15</u>	
	14mm ² ×2C	16.5	20	<u>20</u>	
	22mm ² ×2C	19.5	20	<u>20</u>	
	38mm ² ×2C	24.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
	60mm ² ×2C	29.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
	100mm ² ×2C	37.0	40	<u>40</u>	
	150mm ² ×2C	43.0	50	<u>—</u>	
	200mm ² ×2C	50.0	50	<u>—</u>	
	250mm ² ×2C	54.0	60	<u>—</u>	
	325mm ² ×2C	60.0	60	<u>—</u>	
	2.0mm ² ×3C	11.0	<u>20</u>	<u>15</u>	
	3.5mm ² ×3C	12.5	<u>20</u>	<u>15</u>	
	5.5mm ² ×3C	14.5	<u>20</u>	<u>15</u>	
	8mm ² ×3C	15.8	20	<u>20</u>	
	14mm ² ×3C	17.5	20	<u>20</u>	
	22mm ² ×3C	21.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
	38mm ² ×3C	25.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
	60mm ² ×3C	31.0	40	<u>40</u>	
	100mm ² ×3C	40.0	40	<u>40</u>	
	150mm ² ×3C	46.0	50	<u>—</u>	
	200mm ² ×3C	54.0	60	<u>—</u>	
	250mm ² ×3C	58.2	60	<u>—</u>	
	325mm ² ×3C	65.0	<u>—</u>	<u>—</u>	
	2.0mm ² ×4C	12.0	<u>20</u>	<u>15</u>	
	3.5mm ² ×4C	13.5	<u>20</u>	<u>15</u>	
	5.5mm ² ×4C	16.0	20	<u>20</u>	
	8mm ² ×4C	16.9	20	<u>20</u>	
	14mm ² ×4C	19.0	20	<u>20</u>	
	22mm ² ×4C	23.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
38mm ² ×4C	28.0	<u>40</u>	<u>30</u>		
60mm ² ×4C	35.0	40	<u>40</u>		
100mm ² ×4C	44.0	50	<u>—</u>		
150mm ² ×4C	51.0	60	<u>—</u>		
200mm ² ×4C	60.0	60	<u>—</u>		
250mm ² ×4C	65.0	<u>—</u>	<u>—</u>		

架橋ポリエチレン絶縁ビニル シースケープル (600V CV)	2.0mm ² ×2C	10.5	<u>15</u>		
	3.5mm ² ×2C	11.5	<u>15</u>		
	5.5mm ² ×2C	13.5	<u>15</u>		
	8mm ² ×2C	14.8	<u>15</u>		
	14mm ² ×2C	16.5	20		
	22mm ² ×2C	19.5	20		
	38mm ² ×2C	24.0	<u>30</u>		
	60mm ² ×2C	29.0	<u>30</u>		
	100mm ² ×2C	37.0	40		
	150mm ² ×2C	43.0	50		
	200mm ² ×2C	50.0	50		
	250mm ² ×2C	54.0	60		
	325mm ² ×2C	60.0	60		
	2.0mm ² ×3C	11.0	<u>15</u>		
	3.5mm ² ×3C	12.5	<u>15</u>		
	5.5mm ² ×3C	14.5	<u>15</u>		
	8mm ² ×3C	15.8	20		
	14mm ² ×3C	17.5	20		
	22mm ² ×3C	21.0	<u>30</u>		
	38mm ² ×3C	25.0	<u>30</u>		
	60mm ² ×3C	31.0	40		
	100mm ² ×3C	40.0	40		
	150mm ² ×3C	46.0	50		
	200mm ² ×3C	54.0	60		
	250mm ² ×3C	58.2	60		
	325mm ² ×3C	65.0	<u>70</u>		
	2.0mm ² ×4C	12.0	15		
	3.5mm ² ×4C	13.5	15		
	5.5mm ² ×4C	16.0	20		
	8mm ² ×4C	16.9	20		
	14mm ² ×4C	19.0	20		
	22mm ² ×4C	23.0	<u>30</u>		
38mm ² ×4C	28.0	<u>30</u>			
60mm ² ×4C	35.0	40			
100mm ² ×4C	44.0	50			
150mm ² ×4C	51.0	60			
200mm ² ×4C	60.0	60			
250mm ² ×4C	65.0	<u>70</u>			

	325mm ² ×4C	72.0	<u>二</u>	<u>二</u>	
--	------------------------	------	----------	----------	--

8) 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル (CV(メッセンジャー付きケーブル))

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)	備 考
			架空配線	
架橋ポリエチレン絶縁ビニル シースケープル (600V CV(メッセンジャー付き ケーブル))	2.0mm ² ×2C	10.5	15	
	3.5mm ² ×2C	11.5	15	
	5.5mm ² ×2C	13.5	15	
	8mm ² ×2C	14.8	15	
	14mm ² ×2C	16.5	20	
	22mm ² ×2C	19.5	20	
	38mm ² ×2C	24.0	30	
	60mm ² ×2C	29.0	30	
	100mm ² ×2C	37.0	40	
	2.0mm ² ×3C	11.0	15	
	3.5mm ² ×3C	12.5	15	
	5.5mm ² ×3C	14.5	15	
	8mm ² ×3C	15.8	20	
	14mm ² ×3C	17.5	20	
	22mm ² ×3C	21.0	30	
	38mm ² ×3C	25.0	30	
60mm ² ×3C	31.0	40		
100mm ² ×3C	40.0	40		

9) 高圧架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル (CV)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)	備 考
			配 線	
高圧架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケープル (3kV CV)	8mm ²	13.0	20	
	14mm ²	14.0	20	
	22mm ²	15.2	20	
	38mm ²	17.2	20	
	60mm ²	20.7	40	
	100mm ²	23.3	40	
	150mm ²	26.3	40	
	200mm ²	30.0	40	
	250mm ²	32.0	40	
	325mm ²	35.0	40	

	325mm ² ×4C	72.0	<u>80</u>	
--	------------------------	------	-----------	--

(新設)

6) 高圧架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル (CV)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
高圧架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケープル (3kV CV)	8mm ²	13.0	15	
	14mm ²	14.0	15	
	22mm ²	15.2	20	
	38mm ²	17.2	20	
	60mm ²	20.7	30	
	100mm ²	23.3	30	
	150mm ²	26.3	30	
	200mm ²	30.0	30	
	250mm ²	32.0	40	
	325mm ²	35.0	40	

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

高圧架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケープル (3kV CV)	8mm ² ×3C	24.3	<u>40</u>	
	14mm ² ×3C	26.3	<u>40</u>	
	22mm ² ×3C	28.7	<u>40</u>	
	38mm ² ×3C	33.3	40	
	60mm ² ×3C	40.3	50	
	100mm ² ×3C	46.3	50	
	150mm ² ×3C	52.7	60	
	200mm ² ×3C	60.7	<u>二</u>	
	250mm ² ×3C	65.0	<u>二</u>	
	325mm ² ×3C	71.7	<u>二</u>	
高圧架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケープル (6kV CV)	8mm ²	16.3	20	
	14mm ²	17.3	20	
	22mm ²	18.5	20	
	38mm ²	21.0	<u>40</u>	
	60mm ²	23.0	<u>40</u>	
	100mm ²	25.8	<u>40</u>	
	150mm ²	28.8	<u>40</u>	
	200mm ²	32.0	40	
	250mm ²	34.7	40	
	325mm ²	37.7	40	
	8mm ² ×3C	31.7	40	
	14mm ² ×3C	34.0	40	
	22mm ² ×3C	36.7	40	
	38mm ² ×3C	40.7	50	
	60mm ² ×3C	45.7	50	
	100mm ² ×3C	51.7	60	
	150mm ² ×3C	58.0	60	
	200mm ² ×3C	65.8	<u>二</u>	
	250mm ² ×3C	70.7	<u>二</u>	
	325mm ² ×3C	76.8	<u>二</u>	

10) トリプレックス型架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル (CVT)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)	備 考
			<u>配 線</u>	
トリプレックス型架橋ポリエチレン 絶縁ビニルシースケープル (600V CVT)	14mm ²	20.8	<u>40</u>	
	22mm ²	24.0	<u>40</u>	
	38mm ²	28.2	<u>40</u>	

高圧架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケープル (3kV CV)	8mm ² ×3C	24.3	<u>30</u>	
	14mm ² ×3C	26.3	<u>30</u>	
	22mm ² ×3C	28.7	<u>30</u>	
	38mm ² ×3C	33.3	40	
	60mm ² ×3C	40.3	50	
	100mm ² ×3C	46.3	50	
	150mm ² ×3C	52.7	60	
	200mm ² ×3C	60.7	70	
	250mm ² ×3C	65.0	70	
	325mm ² ×3C	71.7	80	
高圧架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケープル (6kV CV)	8mm ²	16.3	20	
	14mm ²	17.3	20	
	22mm ²	18.5	20	
	38mm ²	21.0	<u>30</u>	
	60mm ²	23.0	<u>30</u>	
	100mm ²	25.8	<u>30</u>	
	150mm ²	28.8	<u>30</u>	
	200mm ²	32.0	40	
	250mm ²	34.7	40	
	325mm ²	37.7	40	
	8mm ² ×3C	31.7	40	
	14mm ² ×3C	34.0	40	
	22mm ² ×3C	36.7	40	
	38mm ² ×3C	40.7	50	
	60mm ² ×3C	45.7	50	
	100mm ² ×3C	51.7	60	
	150mm ² ×3C	58.0	60	
	200mm ² ×3C	65.8	<u>70</u>	
	250mm ² ×3C	70.7	<u>80</u>	
	325mm ² ×3C	76.8	<u>80</u>	

7) トリプレックス型架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル (CVT)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
トリプレックス型架橋ポリエチレン 絶縁ビニルシースケープル (600V CVT)	14mm ²	20.8	<u>30</u>	
	22mm ²	24.0	<u>30</u>	
	38mm ²	28.2	<u>30</u>	

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

トリプレックス型架橋ポリエチレン 絶縁ビニルシースケープル (600V CVT)	60mm ²	33.2	40	
	100mm ²	41.0	50	
	150mm ²	47.2	50	
	200mm ²	55.4	60	
	250mm ²	60.0	60	
	325mm ²	66.2	<u>二</u>	
トリプレックス型架橋ポリエチレン 絶縁ビニルシースケープル (3kV CVT)	22mm ²	33.0	40	
	38mm ²	37.0	40	
	60mm ²	44.0	50	
	100mm ²	51.0	60	
	150mm ²	57.0	60	
	200mm ²	66.0	<u>二</u>	
	250mm ²	70.0	<u>二</u>	
	325mm ²	77.0	<u>二</u>	
トリプレックス型架橋ポリエチレン 絶縁ビニルシースケープル (6kV CVT)	22mm ²	41.3	50	
	38mm ²	45.5	50	
	60mm ²	49.7	50	
	100mm ²	56.7	60	
	150mm ²	64.0	<u>二</u>	
	200mm ²	71.3	<u>二</u>	
	250mm ²	75.7	<u>二</u>	
	325mm ²	84.0	<u>二</u>	

11) 耐火電線 (FP:FP-C)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径	備 考
			<u>配 線</u>	
耐火電線 (600V FP)	2.0mm ² ×1C	7.1	10	
	3.5mm ² ×1C	7.8	10	
	5.5mm ² ×1C	8.8	10	
	8mm ² ×1C	9.4	10	
	14mm ² ×1C	10.5	<u>20</u>	
	22mm ² ×1C	12.0	<u>20</u>	
	38mm ² ×1C	13.9	<u>20</u>	
	60mm ² ×1C	16.5	20	
	100mm ² ×1C	20.3	<u>40</u>	
	150mm ² ×1C	23.3	<u>40</u>	
	200mm ² ×1C	27.0	<u>40</u>	

トリプレックス型架橋ポリエチレン 絶縁ビニルシースケープル (600V CVT)	60mm ²	33.2	40	
	100mm ²	41.0	50	
	150mm ²	47.2	50	
	200mm ²	55.4	60	
	250mm ²	60.0	60	
	325mm ²	66.2	<u>70</u>	
トリプレックス型架橋ポリエチレン 絶縁ビニルシースケープル (3kV CVT)	22mm ²	33.0	40	
	38mm ²	37.0	40	
	60mm ²	44.0	50	
	100mm ²	51.0	60	
	150mm ²	57.0	60	
	200mm ²	66.0	<u>70</u>	
	250mm ²	70.0	<u>70</u>	
	325mm ²	77.0	<u>80</u>	
トリプレックス型架橋ポリエチレン 絶縁ビニルシースケープル (6kV CVT)	22mm ²	41.3	50	
	38mm ²	45.5	50	
	60mm ²	49.7	50	
	100mm ²	56.7	60	
	150mm ²	64.0	70	
	200mm ²	71.3	80	
	250mm ²	75.7	80	
	325mm ²	84.0	90	

8) 耐火電線 (FP:FP-C)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上	備 考
			外径(mm)	
耐火電線 (600V FP)	2.0mm ² ×1C	7.1	10	
	3.5mm ² ×1C	7.8	10	
	5.5mm ² ×1C	8.8	10	
	8mm ² ×1C	9.4	10	
	14mm ² ×1C	10.5	<u>15</u>	
	22mm ² ×1C	12.0	<u>15</u>	
	38mm ² ×1C	13.9	<u>15</u>	
	60mm ² ×1C	16.5	20	
	100mm ² ×1C	20.3	<u>30</u>	
	150mm ² ×1C	23.3	<u>30</u>	
	200mm ² ×1C	27.0	<u>30</u>	

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

耐火電線 (600V FP)	250mm ² ×1C	29.0	<u>40</u>	
	325mm ² ×1C	32.0	40	
	1.2mm×2C	9.8	10	
	1.6mm×2C	10.5	<u>20</u>	
	2.0mm×2C	11.5	<u>20</u>	
	2.6mm×2C	13.5	<u>20</u>	
	2.0mm ² ×2C	11.0	<u>20</u>	
	3.5mm ² ×2C	12.5	<u>20</u>	
	5.5mm ² ×2C	14.5	<u>20</u>	
	8mm ² ×2C	16.0	20	
	14mm ² ×2C	18.0	20	
	22mm ² ×2C	21.0	<u>40</u>	
	38mm ² ×2C	25.0	<u>40</u>	
	60mm ² ×2C	31.0	40	
	100mm ² ×2C	39.0	40	
	150mm ² ×2C	45.0	50	
	200mm ² ×2C	52.0	60	
	250mm ² ×2C	56.0	60	
	325mm ² ×2C	62.0	<u>—</u>	
	1.2mm×3C	10.5	<u>20</u>	
	1.6mm×3C	11.5	<u>20</u>	
	2.0mm×3C	12.0	<u>20</u>	
	2.6mm×3C	14.5	<u>20</u>	
	2.0mm ² ×3C	12.0	<u>20</u>	
	3.5mm ² ×3C	13.5	<u>20</u>	
	5.5mm ² ×3C	15.8	20	
	8mm ² ×3C	17.0	20	
	14mm ² ×3C	19.1	20	
	22mm ² ×3C	23.0	<u>40</u>	
	38mm ² ×3C	27.0	<u>40</u>	
	60mm ² ×3C	33.0	40	
	100mm ² ×3C	41.3	50	
150mm ² ×3C	48.0	50		
200mm ² ×3C	56.0	60		
250mm ² ×3C	60.3	<u>—</u>		
325mm ² ×3C	66.3	<u>—</u>		
1.2mm×4C	11.5	<u>20</u>		

耐火電線 (600V FP)	250mm ² ×1C	29.0	<u>30</u>	
	325mm ² ×1C	32.0	40	
	1.2mm×2C	9.8	10	
	1.6mm×2C	10.5	<u>15</u>	
	2.0mm×2C	11.5	<u>15</u>	
	2.6mm×2C	13.5	<u>15</u>	
	2.0mm ² ×2C	11.0	<u>15</u>	
	3.5mm ² ×2C	12.5	<u>15</u>	
	5.5mm ² ×2C	14.5	<u>15</u>	
	8mm ² ×2C	16.0	20	
	14mm ² ×2C	18.0	20	
	22mm ² ×2C	21.0	<u>30</u>	
	38mm ² ×2C	25.0	<u>30</u>	
	60mm ² ×2C	31.0	40	
	100mm ² ×2C	39.0	40	
	150mm ² ×2C	45.0	50	
	200mm ² ×2C	52.0	60	
	250mm ² ×2C	56.0	60	
	325mm ² ×2C	62.0	<u>70</u>	
	1.2mm×3C	10.5	<u>15</u>	
	1.6mm×3C	11.5	<u>15</u>	
	2.0mm×3C	12.0	<u>15</u>	
	2.6mm×3C	14.5	<u>15</u>	
	2.0mm ² ×3C	12.0	<u>15</u>	
	3.5mm ² ×3C	13.5	<u>15</u>	
	5.5mm ² ×3C	15.8	20	
	8mm ² ×3C	17.0	20	
	14mm ² ×3C	19.1	20	
	22mm ² ×3C	23.0	<u>30</u>	
	38mm ² ×3C	27.0	<u>30</u>	
	60mm ² ×3C	33.0	40	
	100mm ² ×3C	41.3	50	
150mm ² ×3C	48.0	50		
200mm ² ×3C	56.0	60		
250mm ² ×3C	60.3	<u>70</u>		
325mm ² ×3C	66.3	<u>70</u>		
1.2mm×4C	11.5	<u>15</u>		

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

耐火電線 (600V FP)	1. 6mm×4C	12.5	<u>20</u>	
	2. 0mm×4C	14.5	<u>20</u>	
	2. 6mm×4C	16.0	20	
	2. 0mm ² ×4C	13.4	<u>20</u>	
	3. 5mm ² ×4C	14.8	<u>20</u>	
	5. 5mm ² ×4C	17.3	20	
	8mm ² ×4C	18.6	20	
	14mm ² ×4C	21.3	<u>40</u>	
	22mm ² ×4C	25.0	<u>40</u>	
	38mm ² ×4C	30.0	<u>40</u>	
	60mm ² ×4C	37.0	40	
	100mm ² ×4C	46.3	50	
	150mm ² ×4C	53.3	60	
	200mm ² ×4C	62.0	<u>二</u>	
250mm ² ×4C	67.3	<u>二</u>		
325mm ² ×4C	74.3	<u>二</u>		

耐火電線 (600V FP)	1. 6mm×4C	12.5	<u>15</u>	
	2. 0mm×4C	14.5	<u>15</u>	
	2. 6mm×4C	16.0	20	
	2. 0mm ² ×4C	13.4	<u>15</u>	
	3. 5mm ² ×4C	14.8	<u>15</u>	
	5. 5mm ² ×4C	17.3	20	
	8mm ² ×4C	18.6	20	
	14mm ² ×4C	21.3	<u>30</u>	
	22mm ² ×4C	25.0	<u>30</u>	
	38mm ² ×4C	30.0	<u>30</u>	
	60mm ² ×4C	37.0	40	
	100mm ² ×4C	46.3	50	
	150mm ² ×4C	53.3	60	
	200mm ² ×4C	62.0	<u>70</u>	
250mm ² ×4C	67.3	<u>70</u>		
325mm ² ×4C	74.3	<u>80</u>		

12) スチールコルゲートCVケーブル (CVMAZV)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)	備 考
			<u>配 線</u>	
スチールコルゲートCVケーブル (600V CVMAZV)	2. 0mm ² ×2C	21.4	<u>40</u>	
	3. 5mm ² ×2C	21.5	<u>40</u>	
	5. 5mm ² ×2C	24.0	<u>40</u>	
	8. 0mm ² ×2C	26.0	<u>40</u>	
	14mm ² ×2C	27.3	<u>40</u>	
	22mm ² ×2C	30.5	40	
	38mm ² ×2C	35.0	40	
	60mm ² ×2C	42.3	50	
	100mm ² ×2C	50.5	60	
	150mm ² ×2C	56.3	60	
	200mm ² ×2C	64.3	70	
	250mm ² ×2C	69.7	70	
	325mm ² ×2C	76.3	80	
	2. 0mm ² ×3C	21.5	<u>40</u>	
3. 5mm ² ×3C	22.5	<u>40</u>		
5. 5mm ² ×3C	24.5	<u>40</u>		

9) スチールコルゲートCVケーブル (CVMAZV)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
スチールコルゲートCVケーブル (600V CVMAZV)	2. 0mm ² ×2C	21.4	<u>30</u>	
	3. 5mm ² ×2C	21.5	<u>30</u>	
	5. 5mm ² ×2C	24.0	<u>30</u>	
	8. 0mm ² ×2C	26.0	<u>30</u>	
	14mm ² ×2C	27.3	<u>30</u>	
	22mm ² ×2C	30.5	40	
	38mm ² ×2C	35.0	40	
	60mm ² ×2C	42.3	50	
	100mm ² ×2C	50.5	60	
	150mm ² ×2C	56.3	60	
	200mm ² ×2C	64.3	70	
	250mm ² ×2C	69.7	70	
	325mm ² ×2C	76.3	80	
	2. 0mm ² ×3C	21.5	<u>30</u>	
3. 5mm ² ×3C	22.5	<u>30</u>		
5. 5mm ² ×3C	24.5	<u>30</u>		

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

スチールコルゲートCVケーブル (600V CVMAZV)	8.0mm ² ×3C	26.0	<u>40</u>	
	14mm ² ×3C	29.0	<u>40</u>	
	22mm ² ×3C	31.5	40	
	38mm ² ×3C	37.0	40	
	60mm ² ×3C	44.0	50	
	100mm ² ×3C	53.8	60	
	150mm ² ×3C	59.3	60	
	200mm ² ×3C	68.3	70	
	250mm ² ×3C	74.3	80	
	325mm ² ×3C	79.7	80	
	2.0mm ² ×4C	21.5	<u>40</u>	
	3.5mm ² ×4C	24.0	<u>40</u>	
	5.5mm ² ×4C	26.0	<u>40</u>	
	8.0mm ² ×4C	28.5	<u>40</u>	
	14mm ² ×4C	30.5	40	
	22mm ² ×4C	34.8	40	
	38mm ² ×4C	40.0	40	
	60mm ² ×4C	47.5	50	
	100mm ² ×4C	58.8	60	
	150mm ² ×4C	66.3	70	
200mm ² ×4C	74.3	80		

スチールコルゲートCVケーブル (600V CVMAZV)	8.0mm ² ×3C	26.0	<u>30</u>	
	14mm ² ×3C	29.0	<u>30</u>	
	22mm ² ×3C	31.5	40	
	38mm ² ×3C	37.0	40	
	60mm ² ×3C	44.0	50	
	100mm ² ×3C	53.8	60	
	150mm ² ×3C	59.3	60	
	200mm ² ×3C	68.3	70	
	250mm ² ×3C	74.3	80	
	325mm ² ×3C	79.7	80	
	2.0mm ² ×4C	21.5	<u>30</u>	
	3.5mm ² ×4C	24.0	<u>30</u>	
	5.5mm ² ×4C	26.0	<u>30</u>	
	8.0mm ² ×4C	28.5	<u>30</u>	
	14mm ² ×4C	30.5	40	
	22mm ² ×4C	34.8	40	
	38mm ² ×4C	40.0	40	
	60mm ² ×4C	47.5	50	
	100mm ² ×4C	58.8	60	
	150mm ² ×4C	66.3	70	
200mm ² ×4C	74.3	80		

13) 高圧スチールコルゲートCVケーブル (CVMAZV)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)	備 考
			<u>配 線</u>	
高圧スチールコルゲートCVケーブル (3kV CVMAZV)	8.0mm ² ×3C	35.0	40	
	14mm ² ×3C	38.0	40	
	22mm ² ×3C	41.0	50	
	38mm ² ×3C	46.0	50	
	60mm ² ×3C	54.0	60	
	100mm ² ×3C	61.0	70	
	150mm ² ×3C	69.0	70	
	200mm ² ×3C	77.0	80	
	250mm ² ×3C	81.0	<u>二</u>	
	325mm ² ×3C	89.0	<u>二</u>	
高圧スチールコルゲートCVケーブル (6kV CVMAZV)	8.0mm ² ×3C	44.5	50	
	14mm ² ×3C	47.3	50	

10) 高圧スチールコルゲートCVケーブル (CVMAZV)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
高圧スチールコルゲートCVケーブル (3kV CVMAZV)	8.0mm ² ×3C	35.0	40	
	14mm ² ×3C	38.0	40	
	22mm ² ×3C	41.0	50	
	38mm ² ×3C	46.0	50	
	60mm ² ×3C	54.0	60	
	100mm ² ×3C	61.0	70	
	150mm ² ×3C	69.0	70	
	200mm ² ×3C	77.0	80	
	250mm ² ×3C	81.0	<u>90</u>	
	325mm ² ×3C	89.0	<u>90</u>	
高圧スチールコルゲートCVケーブル (6kV CVMAZV)	8.0mm ² ×3C	44.5	50	
	14mm ² ×3C	47.3	50	

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

	22mm ² ×3C	50.0	50	
	38mm ² ×3C	54.7	60	
	60mm ² ×3C	59.7	60	
	100mm ² ×3C	68.0	70	
	150mm ² ×3C	74.5	80	
	200mm ² ×3C	82.0	<u>二</u>	
	250mm ² ×3C	88.0	<u>二</u>	

	22mm ² ×3C	50.0	50	
	38mm ² ×3C	54.7	60	
	60mm ² ×3C	59.7	60	
	100mm ² ×3C	68.0	70	
	150mm ² ×3C	74.5	80	
	200mm ² ×3C	82.0	<u>90</u>	
	250mm ² ×3C	88.0	<u>90</u>	

(2) 制御ケーブル類

1) 制御用ビニル絶縁シースケーブル (CVV)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)		備 考
			配 線	架空配線	
制御用ビニル絶縁シースケーブル (CVV)	1. 25mm ² ×2C	9.2	10	<u>10</u>	
	2. 0mm ² ×2C	10.2	<u>20</u>	<u>15</u>	
	3. 5mm ² ×2C	11.5	<u>20</u>	<u>15</u>	
	5. 5mm ² ×2C	13.5	<u>20</u>	<u>15</u>	
	8mm ² ×2C	15.5	20	<u>20</u>	
	14mm ² ×2C	18.7	20	<u>20</u>	
	22mm ² ×2C	22.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
	1. 25mm ² ×3C	9.7	10	<u>10</u>	
	2. 0mm ² ×3C	10.9	<u>20</u>	<u>15</u>	
	3. 5mm ² ×3C	12.3	<u>20</u>	<u>15</u>	
	5. 5mm ² ×3C	14.3	<u>20</u>	<u>15</u>	
	8mm ² ×3C	16.4	20	<u>20</u>	
	14mm ² ×3C	19.7	20	<u>20</u>	
	22mm ² ×3C	23.5	<u>40</u>	<u>30</u>	
	1. 25mm ² ×4C	10.8	<u>20</u>	<u>15</u>	
	2. 0mm ² ×4C	11.8	<u>20</u>	<u>15</u>	
	3. 5mm ² ×4C	13.3	<u>20</u>	<u>15</u>	
	5. 5mm ² ×4C	15.8	20	<u>20</u>	
	8mm ² ×4C	17.9	20	<u>20</u>	
	14mm ² ×4C	21.7	<u>40</u>	<u>30</u>	
22mm ² ×4C	26.0	<u>40</u>	<u>30</u>		
1. 25mm ² ×5C	11.5	<u>20</u>	<u>15</u>		
2. 0mm ² ×5C	12.7	<u>20</u>	<u>15</u>		
3. 5mm ² ×5C	14.2	<u>20</u>	<u>15</u>		
5. 5mm ² ×5C	17.0	20	<u>20</u>		

(2) 制御ケーブル類

1) 制御用ビニル絶縁シースケーブル (CVV)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
2. 0mm ² ×2C	10.2	<u>15</u>		
3. 5mm ² ×2C	11.5	<u>15</u>		
5. 5mm ² ×2C	13.5	<u>15</u>		
8mm ² ×2C	15.5	20		
14mm ² ×2C	18.7	20		
22mm ² ×2C	22.0	<u>30</u>		
1. 25mm ² ×3C	9.7	10		
2. 0mm ² ×3C	10.9	<u>15</u>		
3. 5mm ² ×3C	12.3	<u>15</u>		
5. 5mm ² ×3C	14.3	<u>15</u>		
8mm ² ×3C	16.4	20		
14mm ² ×3C	19.7	20		
22mm ² ×3C	23.5	<u>30</u>		
1. 25mm ² ×4C	10.8	<u>15</u>		
2. 0mm ² ×4C	11.8	<u>15</u>		
3. 5mm ² ×4C	13.3	<u>15</u>		
5. 5mm ² ×4C	15.8	<u>20</u>		
8mm ² ×4C	17.9	20		
14mm ² ×4C	21.7	30		
22mm ² ×4C	26.0	<u>30</u>		
1. 25mm ² ×5C	11.5	<u>15</u>		
2. 0mm ² ×5C	12.7	<u>15</u>		
3. 5mm ² ×5C	14.2	<u>15</u>		
5. 5mm ² ×5C	17.0	20		

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

	8mm ² ×5C	19.8	20	<u>20</u>	
	14mm ² ×5C	24.5	<u>40</u>	<u>30</u>	
制御用ビニル絶縁シースケープル (CVV)	1. 25mm ² ×6C	12.3	<u>20</u>	<u>15</u>	
	2. 0mm ² ×6C	13.8	<u>20</u>	<u>15</u>	
	3. 5mm ² ×6C	15.5	20	<u>20</u>	
	5. 5mm ² ×6C	18.5	20	<u>20</u>	
	8mm ² ×6C	21.7	<u>40</u>	<u>30</u>	
	14mm ² ×6C	26.5	<u>40</u>	<u>30</u>	
	1. 25mm ² ×7C	12.2	<u>20</u>	<u>15</u>	
	2. 0mm ² ×7C	13.7	<u>20</u>	<u>15</u>	
	3. 5mm ² ×7C	15.5	20	<u>20</u>	
	5. 5mm ² ×7C	18.5	20	<u>20</u>	
	8mm ² ×7C	21.5	<u>40</u>	<u>30</u>	
	1. 25mm ² ×8C	13.3	<u>20</u>	<u>15</u>	
	2. 0mm ² ×8C	14.8	<u>20</u>	<u>15</u>	
	3. 5mm ² ×8C	16.8	20	<u>20</u>	
	5. 5mm ² ×8C	20.0	20	<u>20</u>	
	8mm ² ×8C	23.7	<u>40</u>	<u>30</u>	
	1. 25mm ² ×10C	15.2	20	<u>20</u>	
	2. 0mm ² ×10C	17.3	20	<u>20</u>	
	3. 5mm ² ×10C	19.5	20	<u>20</u>	
	5. 5mm ² ×10C	24.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
	8mm ² ×10C	28.7	<u>40</u>	<u>30</u>	
	1. 25mm ² ×12C	15.7	20	<u>20</u>	
	2. 0mm ² ×12C	17.7	20	<u>20</u>	
	3. 5mm ² ×12C	20.4	<u>40</u>	<u>30</u>	
	5. 5mm ² ×12C	25.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
	8mm ² ×12C	29.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
	1. 25mm ² ×15C	17.0	20	<u>20</u>	
	2. 0mm ² ×15C	19.2	20	<u>20</u>	
	3. 5mm ² ×15C	22.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
	5. 5mm ² ×15C	27.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
1. 25mm ² ×20C	18.8	20	<u>20</u>		
2. 0mm ² ×20C	21.5	<u>40</u>	<u>30</u>		
3. 5mm ² ×20C	24.7	<u>40</u>	<u>30</u>		
5. 5mm ² ×20C	30.6	40	<u>40</u>		
1. 25mm ² ×30C	23.0	<u>40</u>	<u>30</u>		
2. 0mm ² ×30C	26.0	<u>40</u>	<u>30</u>		

	8mm ² ×5C	19.8	20		
	14mm ² ×5C	24.5	<u>30</u>		
制御用ビニル絶縁シースケープル (CVV)	1. 25mm ² ×6C	12.3	<u>15</u>		
	2. 0mm ² ×6C	13.8	<u>15</u>		
	3. 5mm ² ×6C	15.5	20		
	5. 5mm ² ×6C	18.5	20		
	8mm ² ×6C	21.7	<u>30</u>		
	14mm ² ×6C	26.5	<u>30</u>		
	1. 25mm ² ×7C	12.2	<u>15</u>		
	2. 0mm ² ×7C	13.7	<u>15</u>		
	3. 5mm ² ×7C	15.5	20		
	5. 5mm ² ×7C	18.5	20		
	8mm ² ×7C	21.5	<u>30</u>		
	1. 25mm ² ×8C	13.3	<u>15</u>		
	2. 0mm ² ×8C	14.8	<u>15</u>		
	3. 5mm ² ×8C	16.8	20		
	5. 5mm ² ×8C	20.0	20		
	8mm ² ×8C	23.7	<u>30</u>		
	1. 25mm ² ×10C	15.2	20		
	2. 0mm ² ×10C	17.3	20		
	3. 5mm ² ×10C	19.5	20		
	5. 5mm ² ×10C	24.0	<u>30</u>		
	8mm ² ×10C	28.7	<u>30</u>		
	1. 25mm ² ×12C	15.7	20		
	2. 0mm ² ×12C	17.7	20		
	3. 5mm ² ×12C	20.4	<u>30</u>		
	5. 5mm ² ×12C	25.0	<u>30</u>		
	8mm ² ×12C	29.0	<u>30</u>		
	1. 25mm ² ×15C	17.0	20		
	2. 0mm ² ×15C	19.2	20		
	3. 5mm ² ×15C	22.0	<u>30</u>		
	5. 5mm ² ×15C	27.0	<u>30</u>		
1. 25mm ² ×20C	18.8	20			
2. 0mm ² ×20C	21.5	<u>30</u>			
3. 5mm ² ×20C	24.7	<u>30</u>			
5. 5mm ² ×20C	30.6	40			
1. 25mm ² ×30C	23.0	<u>30</u>			
2. 0mm ² ×30C	26.0	<u>30</u>			

	3.5mm ² ×30C	30.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
--	-------------------------	------	-----------	-----------	--

2) 制御用ビニル絶縁シースケーブル (CVV(自己支持形))

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)		備 考
			配 線	架空配線	
制御用ビニル絶縁シースケーブル (CVV(自己支持形))	2.0mm ² ×2C	10.2		<u>15</u>	
	2.0mm ² ×3C	10.9		<u>15</u>	
	2.0mm ² ×4C	11.8		<u>15</u>	
	2.0mm ² ×5C	12.7		<u>15</u>	
	2.0mm ² ×6C	13.8		<u>15</u>	
	2.0mm ² ×7C	13.7		<u>15</u>	
	2.0mm ² ×8C	14.8		<u>15</u>	
	2.0mm ² ×10C	17.3		<u>20</u>	
	2.0mm ² ×12C	17.7		<u>20</u>	
	2.0mm ² ×15C	19.2		<u>20</u>	
	2.0mm ² ×20C	21.5		<u>30</u>	
	2.0mm ² ×30C	26.0		<u>30</u>	

3) 静電遮へい付制御用ビニル絶縁シースケーブル (CVV-S)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)		備 考
			配 線	架空配線	
静電遮へい付制御用 ビニル絶縁シースケーブル (CVV-S)	1.25mm ² ×2C	10.0	10	<u>10</u>	
	2.0mm ² ×2C	10.8	<u>20</u>	<u>15</u>	
	3.5mm ² ×2C	12.2	<u>20</u>	<u>15</u>	
	5.5mm ² ×2C	14.2	<u>20</u>	<u>15</u>	
	1.25mm ² ×3C	10.6	<u>20</u>	<u>15</u>	
	2.0mm ² ×3C	11.7	<u>20</u>	<u>15</u>	
	3.5mm ² ×3C	12.8	<u>20</u>	<u>15</u>	
	5.5mm ² ×3C	14.7	<u>20</u>	<u>15</u>	
	1.25mm ² ×4C	11.3	<u>20</u>	<u>15</u>	
	2.0mm ² ×4C	12.3	<u>20</u>	<u>15</u>	
	3.5mm ² ×4C	13.8	<u>20</u>	<u>15</u>	
	5.5mm ² ×4C	16.3	20	<u>20</u>	
	1.25mm ² ×5C	12.1	<u>20</u>	<u>15</u>	
	2.0mm ² ×5C	13.2	<u>20</u>	<u>15</u>	
	3.5mm ² ×5C	14.8	<u>20</u>	<u>15</u>	
	5.5mm ² ×5C	17.8	20	<u>20</u>	

	3.5mm ² ×30C	30.0	<u>30</u>	
--	-------------------------	------	-----------	--

(新設)

2) 静電遮へい付制御用ビニル絶縁シースケーブル (CVV-S)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
静電遮へい付制御用 ビニル絶縁シースケーブル (CVV-S)	1.25mm ² ×2C	10.0	10	
	2.0mm ² ×2C	10.8	<u>15</u>	
	3.5mm ² ×2C	12.2	<u>15</u>	
	5.5mm ² ×2C	14.2	<u>15</u>	
	1.25mm ² ×3C	10.6	<u>15</u>	
	2.0mm ² ×3C	11.7	<u>15</u>	
	3.5mm ² ×3C	12.8	<u>15</u>	
	5.5mm ² ×3C	14.7	<u>15</u>	
	1.25mm ² ×4C	11.3	<u>15</u>	
	2.0mm ² ×4C	12.3	<u>15</u>	
	3.5mm ² ×4C	13.8	<u>15</u>	
	5.5mm ² ×4C	16.3	20	
	1.25mm ² ×5C	12.1	<u>15</u>	
	2.0mm ² ×5C	13.2	<u>15</u>	
	3.5mm ² ×5C	14.8	<u>15</u>	
	5.5mm ² ×5C	17.8	20	

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

静電遮へい付制御用 ビニル絶縁シースケーブル (CVV-S)	1. 25mm ² ×6C	13.2	<u>20</u>	<u>15</u>	
	2. 0mm ² ×6C	14.3	<u>20</u>	<u>15</u>	
	3. 5mm ² ×6C	16.2	20	<u>20</u>	
	5. 5mm ² ×6C	19.3	20	<u>20</u>	
	1. 25mm ² ×7C	13.1	<u>20</u>	<u>15</u>	
	2. 0mm ² ×7C	14.2	<u>20</u>	<u>15</u>	
	3. 5mm ² ×7C	16.1	20	<u>20</u>	
	5. 5mm ² ×7C	19.3	20	<u>20</u>	
	1. 25mm ² ×8C	13.8	<u>20</u>	<u>15</u>	
	2. 0mm ² ×8C	15.3	20	<u>20</u>	
	3. 5mm ² ×8C	17.3	20	<u>20</u>	
	5. 5mm ² ×8C	21.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
	1. 25mm ² ×10C	15.8	20	<u>20</u>	
	2. 0mm ² ×10C	17.8	20	<u>20</u>	
	3. 5mm ² ×10C	20.3	<u>40</u>	<u>30</u>	
	5. 5mm ² ×10C	24.6	<u>40</u>	<u>30</u>	
	1. 25mm ² ×12C	16.3	20	<u>20</u>	
	2. 0mm ² ×12C	18.3	20	<u>20</u>	
	3. 5mm ² ×12C	21.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
	5. 5mm ² ×12C	25.5	<u>40</u>	<u>30</u>	
1. 25mm ² ×15C	17.4	20	<u>20</u>		
2. 0mm ² ×15C	19.6	20	<u>20</u>		
3. 5mm ² ×15C	22.4	<u>40</u>	<u>30</u>		
5. 5mm ² ×15C	27.5	<u>40</u>	<u>30</u>		
1. 25mm ² ×20C	19.3	20	<u>20</u>		
2. 0mm ² ×20C	22.0	<u>40</u>	<u>30</u>		
3. 5mm ² ×20C	25.5	<u>40</u>	<u>30</u>		
5. 5mm ² ×20C	30.4	40	<u>40</u>		

静電遮へい付制御用 ビニル絶縁シースケーブル (CVV-S)	1. 25mm ² ×6C	13.2	<u>15</u>	
	2. 0mm ² ×6C	14.3	<u>15</u>	
	3. 5mm ² ×6C	16.2	20	
	5. 5mm ² ×6C	19.3	20	
	1. 25mm ² ×7C	13.1	<u>15</u>	
	2. 0mm ² ×7C	14.2	<u>15</u>	
	3. 5mm ² ×7C	16.1	20	
	5. 5mm ² ×7C	19.3	20	
	1. 25mm ² ×8C	13.8	<u>15</u>	
	2. 0mm ² ×8C	15.3	20	
	3. 5mm ² ×8C	17.3	20	
	5. 5mm ² ×8C	21.0	<u>30</u>	
	1. 25mm ² ×10C	15.8	20	
	2. 0mm ² ×10C	17.8	20	
	3. 5mm ² ×10C	20.3	<u>30</u>	
	5. 5mm ² ×10C	24.6	<u>30</u>	
	1. 25mm ² ×12C	16.3	20	
	2. 0mm ² ×12C	18.3	20	
	3. 5mm ² ×12C	21.0	<u>30</u>	
	5. 5mm ² ×12C	25.5	<u>30</u>	
1. 25mm ² ×15C	17.4	20		
2. 0mm ² ×15C	19.6	20		
3. 5mm ² ×15C	22.4	<u>30</u>		
5. 5mm ² ×15C	27.5	<u>30</u>		
1. 25mm ² ×20C	19.3	20		
2. 0mm ² ×20C	22.0	<u>30</u>		
3. 5mm ² ×20C	25.5	<u>30</u>		
5. 5mm ² ×20C	30.4	40		

4) 静電遮へい付制御用ビニル絶縁シースケーブル (CVV-S(自己支持形))

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)	備 考
			架空配線	
静電遮へい付制御用 ビニル絶縁シースケーブル (CVV-S(自己支持形))	<u>2.0mm²×2C</u>	<u>10.8</u>	<u>15</u>	
	<u>2.0mm²×3C</u>	<u>11.7</u>	<u>15</u>	
	<u>2.0mm²×4C</u>	<u>12.3</u>	<u>15</u>	
	<u>2.0mm²×5C</u>	<u>13.2</u>	<u>15</u>	
	<u>2.0mm²×6C</u>	<u>14.3</u>	<u>15</u>	

(新設)

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

	<u>2.0mm²×7C</u>	<u>14.2</u>	<u>15</u>	
	<u>2.0mm²×8C</u>	<u>15.3</u>	<u>20</u>	
	<u>2.0mm²×10C</u>	<u>17.8</u>	<u>20</u>	
	<u>2.0mm²×12C</u>	<u>18.3</u>	<u>20</u>	
	<u>2.0mm²×15C</u>	<u>19.6</u>	<u>20</u>	
	<u>2.0mm²×20C</u>	<u>22.0</u>	<u>30</u>	

(3) 通信ケーブル類

1) 着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (FCPEV)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)		備 考
			配 線	架空配線	
着色識別ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (FCPEV)	0.65mm-3P	6.2	10	<u>10</u>	
	0.65mm-5P	7.1	10	<u>10</u>	
	0.65mm-7P	7.7	10	<u>10</u>	
	0.65mm-10P	8.6	10	<u>10</u>	
	0.65mm-15P	10.2	<u>20</u>	<u>15</u>	
	0.65mm-20P	11.2	<u>20</u>	<u>15</u>	
	0.65mm-25P	12.0	<u>20</u>	<u>15</u>	
	0.65mm-30P	13.7	<u>20</u>	<u>15</u>	
	0.65mm-50P	17.4	20	<u>20</u>	
	0.65mm-70P	19.9	20	<u>20</u>	
	0.65mm-100P	23.3	<u>40</u>	<u>30</u>	
	0.65mm-150P	29.4	<u>40</u>	<u>30</u>	
	0.65mm-200P	32.6	40	<u>40</u>	
	0.9mm-3P	7.3	10	<u>10</u>	
	0.9mm-5P	8.8	10	<u>10</u>	
	0.9mm-7P	9.9	10	<u>10</u>	
	0.9mm-10P	11.0	<u>20</u>	<u>15</u>	
	0.9mm-15P	13.4	<u>20</u>	<u>15</u>	
	0.9mm-20P	15.3	20	<u>20</u>	
	0.9mm-25P	17.0	20	<u>20</u>	
0.9mm-30P	18.9	20	<u>20</u>		
0.9mm-50P	24.0	<u>40</u>	<u>30</u>		
0.9mm-70P	26.5	<u>40</u>	<u>30</u>		
0.9mm-100P	32.5	40	<u>40</u>		
0.9mm-150P	40.9	50	<u>50</u>		
0.9mm-200P	46.7	50	<u>50</u>		

(3) 通信ケーブル類

1) 着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (FCPEV)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
着色識別ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (FCPEV)	0.65mm-3P	6.2	10	
	0.65mm-5P	7.1	10	
	0.65mm-7P	7.7	10	
	0.65mm-10P	8.6	10	
	0.65mm-15P	10.2	<u>15</u>	
	0.65mm-20P	11.2	<u>15</u>	
	0.65mm-25P	12.0	<u>15</u>	
	0.65mm-30P	13.7	<u>15</u>	
	0.65mm-50P	17.4	20	
	0.65mm-70P	19.9	20	
	0.65mm-100P	23.3	<u>30</u>	
	0.65mm-150P	29.4	<u>30</u>	
	0.65mm-200P	32.6	40	
	0.9mm-3P	7.3	10	
	0.9mm-5P	8.8	10	
	0.9mm-7P	9.9	10	
	0.9mm-10P	11.0	<u>15</u>	
	0.9mm-15P	13.4	<u>15</u>	
	0.9mm-20P	15.3	20	
	0.9mm-25P	17.0	20	
0.9mm-30P	18.9	20		
0.9mm-50P	24.0	<u>30</u>		
0.9mm-70P	26.5	<u>30</u>		
0.9mm-100P	32.5	40		
0.9mm-150P	40.9	50		
0.9mm-200P	46.7	50		

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

1.2mm-3P	9.1	10	<u>10</u>	
1.2mm-5P	10.8	<u>20</u>	<u>15</u>	
1.2mm-7P	11.9	<u>20</u>	<u>15</u>	
1.2mm-10P	13.7	<u>20</u>	<u>15</u>	
1.2mm-15P	17.0	20	<u>20</u>	
1.2mm-20P	19.8	20	<u>20</u>	
1.2mm-25P	22.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
1.2mm-30P	24.6	<u>40</u>	<u>30</u>	
1.2mm-50P	31.7	40	<u>40</u>	
1.2mm-70P	35.6	40	<u>40</u>	
1.2mm-100P	43.1	50	<u>50</u>	
1.2mm-150P	51.0	60	<u>二</u>	
1.2mm-200P	59.0	60	<u>二</u>	

1.2mm-3P	9.1	10		
1.2mm-5P	10.8	<u>15</u>		
1.2mm-7P	11.9	<u>15</u>		
1.2mm-10P	13.7	<u>15</u>		
1.2mm-15P	17.0	20		
1.2mm-20P	19.8	20		
1.2mm-25P	22.0	<u>30</u>		
1.2mm-30P	24.6	<u>30</u>		
1.2mm-50P	31.7	40		
1.2mm-70P	35.6	40		
1.2mm-100P	43.1	50		
1.2mm-150P	51.0	60		
1.2mm-200P	59.0	60		

2) 着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル (FCPEV(自己支持形))

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)	備 考
			架空配線	
着色識別ポリエチレン絶縁 ビニルシースケープル (FCPEV(自己支持形))	<u>0.65mm-3P</u>	<u>5.8</u>	<u>10</u>	
	<u>0.65mm-5P</u>	<u>6.7</u>	<u>10</u>	
	<u>0.65mm-7P</u>	<u>7.5</u>	<u>10</u>	
	<u>0.65mm-10P</u>	<u>8.3</u>	<u>10</u>	
	<u>0.65mm-15P</u>	<u>9.7</u>	<u>10</u>	
	<u>0.65mm-20P</u>	<u>10.8</u>	<u>15</u>	
	<u>0.65mm-25P</u>	<u>12.0</u>	<u>15</u>	
	<u>0.65mm-30P</u>	<u>12.9</u>	<u>15</u>	
	<u>0.65mm-50P</u>	<u>16.4</u>	<u>20</u>	
	<u>0.65mm-70P</u>	<u>18.9</u>	<u>20</u>	
	<u>0.65mm-100P</u>	<u>22.6</u>	<u>30</u>	
	<u>0.9mm-3P</u>	<u>7.0</u>	<u>10</u>	
	<u>0.9mm-5P</u>	<u>8.3</u>	<u>10</u>	
	<u>0.9mm-7P</u>	<u>9.3</u>	<u>10</u>	
	<u>0.9mm-10P</u>	<u>10.4</u>	<u>15</u>	
	<u>0.9mm-15P</u>	<u>12.5</u>	<u>15</u>	
	<u>0.9mm-20P</u>	<u>14.3</u>	<u>15</u>	

(新設)

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

	<u>0.9mm-25P</u>	<u>16.0</u>	<u>20</u>	
	<u>0.9mm-30P</u>	<u>17.0</u>	<u>20</u>	
	<u>0.9mm-50P</u>	<u>22.4</u>	<u>30</u>	

3) 着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル（銅テープ）（FCPEV-S）

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)		備 考
			配 線	架空配線	
着色識別ポリエチレン絶縁 ビニルシースケープル (FCPEV-S)	0.65mm-3P	6.5	10	<u>10</u>	
	0.65mm-5P	7.5	10	<u>10</u>	
	0.65mm-7P	8.2	10	<u>10</u>	
	0.65mm-10P	9.1	10	<u>10</u>	
	0.65mm-15P	10.6	<u>20</u>	<u>15</u>	
	0.65mm-20P	11.6	<u>20</u>	<u>15</u>	
	0.65mm-25P	12.5	<u>20</u>	<u>15</u>	
	0.65mm-30P	14.3	<u>20</u>	<u>15</u>	
	0.65mm-50P	17.8	20	<u>20</u>	
	0.65mm-70P	20.2	<u>40</u>	<u>30</u>	
	0.65mm-100P	23.8	<u>40</u>	<u>30</u>	
	0.65mm-150P	30.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
	0.65mm-200P	32.9	40	<u>40</u>	
	0.9mm-3P	7.8	10	<u>10</u>	
	0.9mm-5P	9.1	10	<u>10</u>	
	0.9mm-7P	10.1	<u>20</u>	<u>15</u>	
	0.9mm-10P	11.3	<u>20</u>	<u>15</u>	
	0.9mm-15P	13.4	<u>20</u>	<u>15</u>	
	0.9mm-20P	15.3	20	<u>20</u>	
	0.9mm-25P	17.5	20	<u>20</u>	
	0.9mm-30P	19.2	20	<u>20</u>	
	0.9mm-50P	24.0	<u>40</u>	<u>30</u>	
	0.9mm-70P	26.9	<u>40</u>	<u>30</u>	
	0.9mm-100P	33.5	40	<u>40</u>	
	0.9mm-150P	40.6	50	<u>50</u>	
	0.9mm-200P	46.9	50	<u>50</u>	
	1.2mm-3P	9.9	10	<u>10</u>	
	1.2mm-5P	11.5	<u>20</u>	<u>15</u>	
	1.2mm-7P	12.7	<u>20</u>	<u>15</u>	

2) 着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル（銅テープ）（FCPEV-S）

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
着色識別ポリエチレン絶縁 ビニルシースケープル (FCPEV-S)	0.65mm-3P	6.5	10	
	0.65mm-5P	7.5	10	
	0.65mm-7P	8.2	10	
	0.65mm-10P	9.1	10	
	0.65mm-15P	10.6	<u>15</u>	
	0.65mm-20P	11.6	<u>15</u>	
	0.65mm-25P	12.5	<u>15</u>	
	0.65mm-30P	14.3	<u>15</u>	
	0.65mm-50P	17.8	20	
	0.65mm-70P	20.2	<u>30</u>	
	0.65mm-100P	23.8	<u>30</u>	
	0.65mm-150P	30.0	<u>30</u>	
	0.65mm-200P	32.9	40	
	0.9mm-3P	7.8	10	
	0.9mm-5P	9.1	10	
	0.9mm-7P	10.1	<u>15</u>	
	0.9mm-10P	11.3	<u>15</u>	
	0.9mm-15P	13.4	<u>15</u>	
	0.9mm-20P	15.3	20	
	0.9mm-25P	17.5	20	
	0.9mm-30P	19.2	20	
	0.9mm-50P	24.0	<u>30</u>	
	0.9mm-70P	26.9	<u>30</u>	
	0.9mm-100P	33.5	40	
	0.9mm-150P	40.6	50	
	0.9mm-200P	46.9	50	
	1.2mm-3P	9.9	10	
	1.2mm-5P	11.5	<u>15</u>	
	1.2mm-7P	12.7	<u>15</u>	

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

	1.2mm-10P	14.5	<u>20</u>	<u>15</u>	
	1.2mm-15P	17.4	20	<u>20</u>	
	1.2mm-20P	19.9	20	<u>20</u>	
	1.2mm-25P	22.5	<u>40</u>	<u>30</u>	
	1.2mm-30P	25.3	<u>40</u>	<u>30</u>	
	1.2mm-50P	33.2	40	<u>40</u>	
	1.2mm-70P	36.8	40	<u>40</u>	
	1.2mm-100P	44.0	50	<u>50</u>	

	1.2mm-10P	14.5	<u>15</u>		
	1.2mm-15P	17.4	20		
	1.2mm-20P	19.9	20		
	1.2mm-25P	22.5	<u>30</u>		
	1.2mm-30P	25.3	<u>30</u>		
	1.2mm-50P	33.2	40		
	1.2mm-70P	36.8	40		
	1.2mm-100P	44.0	50		

4) 着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル（銅テープ）（FCPEV-S(自己支持形)）

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)	備 考
			架空配線	
着色識別ポリエチレン絶縁 ビニルシースケープル (FCPEV-S(自己支持形))	<u>0.65mm-3P</u>	<u>6.5</u>	<u>10</u>	
	<u>0.65mm-5P</u>	<u>7.5</u>	<u>10</u>	
	<u>0.65mm-7P</u>	<u>8.2</u>	<u>10</u>	
	<u>0.65mm-10P</u>	<u>9.1</u>	<u>10</u>	
	<u>0.65mm-15P</u>	<u>10.6</u>	<u>15</u>	
	<u>0.65mm-20P</u>	<u>11.6</u>	<u>15</u>	
	<u>0.65mm-25P</u>	<u>12.5</u>	<u>15</u>	
	<u>0.65mm-30P</u>	<u>14.3</u>	<u>15</u>	
	<u>0.65mm-50P</u>	<u>17.8</u>	<u>20</u>	
	<u>0.65mm-70P</u>	<u>20.2</u>	<u>30</u>	
	<u>0.65mm-100P</u>	<u>23.8</u>	<u>30</u>	
	<u>0.9mm-3P</u>	<u>7.8</u>	<u>10</u>	
	<u>0.9mm-5P</u>	<u>9.1</u>	<u>10</u>	
	<u>0.9mm-7P</u>	<u>10.1</u>	<u>15</u>	
	<u>0.9mm-10P</u>	<u>11.3</u>	<u>15</u>	
	<u>0.9mm-15P</u>	<u>13.4</u>	<u>15</u>	
	<u>0.9mm-20P</u>	<u>15.3</u>	<u>20</u>	
	<u>0.9mm-25P</u>	<u>17.5</u>	<u>20</u>	
	<u>0.9mm-30P</u>	<u>19.2</u>	<u>20</u>	
	<u>0.9mm-50P</u>	<u>24.0</u>	<u>30</u>	

[削る。]

(新設)

3) 波付鋼帯外装市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル（CPEV-MAZV）

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
	<u>0.5mm-5P</u>	<u>16.0</u>	<u>20</u>	

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

波付鋼帯外装市内対 ポリエチレン絶縁ビニルスケープル (CPEV-MAZV)	<u>0.5mm-10P</u>	<u>17.0</u>	<u>20</u>	
	<u>0.5mm-20P</u>	<u>19.5</u>	<u>20</u>	
	<u>0.5mm-30P</u>	<u>21.5</u>	<u>30</u>	
	<u>0.5mm-50P</u>	<u>26.0</u>	<u>30</u>	
	<u>0.5mm-100P</u>	<u>31.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-5P</u>	<u>17.0</u>	<u>20</u>	
	<u>0.65mm-7P</u>	<u>19.5</u>	<u>20</u>	
	<u>0.65mm-10P</u>	<u>19.5</u>	<u>20</u>	
	<u>0.65mm-15P</u>	<u>21.5</u>	<u>30</u>	
	<u>0.65mm-20P</u>	<u>24.0</u>	<u>30</u>	
	<u>0.65mm-25P</u>	<u>24.0</u>	<u>30</u>	
	<u>0.65mm-30P</u>	<u>26.0</u>	<u>30</u>	
	<u>0.65mm-50P</u>	<u>28.5</u>	<u>30</u>	
	<u>0.65mm-75P</u>	<u>34.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-100P</u>	<u>37.5</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-150P</u>	<u>46.5</u>	<u>50</u>	
	<u>0.9mm-3P</u>	<u>19.5</u>	<u>20</u>	
	<u>0.9mm-5P</u>	<u>19.5</u>	<u>20</u>	
	<u>0.9mm-7P</u>	<u>21.5</u>	<u>30</u>	
	<u>0.9mm-10P</u>	<u>21.5</u>	<u>30</u>	
	<u>0.9mm-15P</u>	<u>26.0</u>	<u>30</u>	
	<u>0.9mm-20P</u>	<u>28.5</u>	<u>30</u>	
	<u>0.9mm-25P</u>	<u>28.5</u>	<u>30</u>	
	<u>0.9mm-30P</u>	<u>31.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.9mm-50P</u>	<u>37.5</u>	<u>40</u>	
	<u>0.9mm-75P</u>	<u>43.5</u>	<u>50</u>	
	<u>0.9mm-100P</u>	<u>53.0</u>	<u>60</u>	
	<u>0.9mm-150P</u>	<u>60.0</u>	<u>60</u>	
	<u>1.2mm-3P</u>	<u>19.5</u>	<u>20</u>	
	<u>1.2mm-5P</u>	<u>21.5</u>	<u>30</u>	
	<u>1.2mm-7P</u>	<u>24.0</u>	<u>30</u>	
	<u>1.2mm-10P</u>	<u>26.0</u>	<u>30</u>	
<u>1.2mm-15P</u>	<u>28.5</u>	<u>30</u>		
<u>1.2mm-20P</u>	<u>31.0</u>	<u>40</u>		
<u>1.2mm-25P</u>	<u>37.5</u>	<u>40</u>		
<u>1.2mm-30P</u>	<u>37.5</u>	<u>40</u>		
<u>1.2mm-50P</u>	<u>46.5</u>	<u>50</u>		
<u>1.2mm-75P</u>	<u>54.5</u>	<u>60</u>		

	<u>1.2mm-100P</u>	<u>64.0</u>	<u>70</u>	
--	-------------------	-------------	-----------	--

（新設）

5) 波付鋼管鍍装着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（FCPEV-MAZV）

名 称	規 格	参考仕上 外径 (mm)	適用仕上外径 (mm)	備 考
			配 線	
<u>波付鋼管鍍装着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（FCPEV-MAZV）</u>	<u>0.65mm-1P</u>	<u>14.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-2P</u>	<u>14.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-3P</u>	<u>14.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-5P</u>	<u>16.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-7P</u>	<u>16.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-10P</u>	<u>17.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-12P</u>	<u>19.5</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-15P</u>	<u>19.5</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-20P</u>	<u>20.5</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-25P</u>	<u>21.5</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-30P</u>	<u>21.5</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-50P</u>	<u>26.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-70P</u>	<u>31.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-100P</u>	<u>34.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.65mm-150P</u>	<u>43.5</u>	<u>50</u>	
	<u>0.65mm-200P</u>	<u>49.0</u>	<u>50</u>	
	<u>0.9mm-1P</u>	<u>14.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.9mm-2P</u>	<u>16.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.9mm-3P</u>	<u>16.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.9mm-5P</u>	<u>17.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.9mm-7P</u>	<u>19.5</u>	<u>40</u>	
	<u>0.9mm-10P</u>	<u>19.5</u>	<u>40</u>	
	<u>0.9mm-12P</u>	<u>21.5</u>	<u>40</u>	
	<u>0.9mm-15P</u>	<u>21.5</u>	<u>40</u>	
	<u>0.9mm-20P</u>	<u>24.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.9mm-25P</u>	<u>26.0</u>	<u>40</u>	
	<u>0.9mm-30P</u>	<u>28.5</u>	<u>40</u>	
	<u>0.9mm-50P</u>	<u>34.0</u>	<u>40</u>	
<u>0.9mm-70P</u>	<u>37.5</u>	<u>40</u>		
<u>0.9mm-100P</u>	<u>43.5</u>	<u>50</u>		
<u>0.9mm-150P</u>	<u>54.5</u>	<u>60</u>		
<u>0.9mm-200P</u>	<u>60.0</u>	<u>60</u>		

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成26年3月24日付け25農振第2138号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

	<u>1.2mm-1P</u>	<u>16.0</u>	<u>40</u>	
	<u>1.2mm-2P</u>	<u>17.0</u>	<u>40</u>	
	<u>1.2mm-3P</u>	<u>17.0</u>	<u>40</u>	
	<u>1.2mm-5P</u>	<u>19.5</u>	<u>40</u>	
	<u>1.2mm-7P</u>	<u>21.5</u>	<u>40</u>	
	<u>1.2mm-10P</u>	<u>24.0</u>	<u>40</u>	
	<u>1.2mm-12P</u>	<u>24.0</u>	<u>40</u>	
	<u>1.2mm-15P</u>	<u>26.0</u>	<u>40</u>	
	<u>1.2mm-20P</u>	<u>28.5</u>	<u>40</u>	
	<u>1.2mm-25P</u>	<u>34.0</u>	<u>40</u>	
	<u>1.2mm-30P</u>	<u>34.0</u>	<u>40</u>	
	<u>1.2mm-50P</u>	<u>46.5</u>	<u>50</u>	
	<u>1.2mm-70P</u>	<u>49.0</u>	<u>50</u>	
	<u>1.2mm-100P</u>	<u>57.5</u>	<u>60</u>	

6) 局内ビニル絶縁ビニルシースプリントケーブル (SWVP)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)	備 考
			配 線	
局内ビニル絶縁ビニル シースプリントケーブル (SWVP)	0.5mm× 6C	6.2	10	
	0.5mm× 12C	7.9	10	
	0.5mm× 22C	8.7	10	
	0.5mm× 24C	8.9	10	
	0.5mm× 33C	10.5	<u>20</u>	
	0.5mm× 40C	11.0	<u>20</u>	
	0.5mm× 48C	12.5	<u>20</u>	
	0.5mm× 60C	13.5	<u>20</u>	
	0.5mm× 75C	15.0	<u>20</u>	
	0.5mm× 80C	15.0	<u>20</u>	
	0.5mm×100C	16.5	20	
	0.5mm×120C	18.0	20	
	0.5mm×150C	20.0	20	

7) ポリエチレン絶縁高周波同軸ケーブル (ECX)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上外径(mm)	備 考
			配 線	
ポリエチレン絶縁高周波 同軸ケーブル	3C-2V 単線	5.6	10	
	5C-2V 単線	7.5	10	

4) 局内ビニル絶縁ビニルシースプリントケーブル (SWVP)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
局内ビニル絶縁ビニル シースプリントケーブル (SWVP)	0.5mm× 6C	6.2	10	
	0.5mm× 12C	7.9	10	
	0.5mm× 22C	8.7	10	
	0.5mm× 24C	8.9	10	
	0.5mm× 33C	10.5	<u>15</u>	
	0.5mm× 40C	11.0	<u>15</u>	
	0.5mm× 48C	12.5	<u>15</u>	
	0.5mm× 60C	13.5	<u>15</u>	
	0.5mm× 75C	15.0	<u>15</u>	
	0.5mm× 80C	15.0	<u>15</u>	
	0.5mm×100C	16.5	20	
	0.5mm×120C	18.0	20	
	0.5mm×150C	20.0	20	

5) ポリエチレン絶縁高周波同軸ケーブル (ECX)

名 称	規 格	参考仕上 外径(mm)	適用仕上 外径(mm)	備 考
ポリエチレン絶縁高周波 同軸ケーブル	3C-2V 単線	5.6	10	
	5C-2V 単線	7.5	10	

土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2138 号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

(ECX)	5C-2W 単線	8.3	10	
	7C-2V 7/0.4	10.3	<u>20</u>	
	10C-2V 7/0.5	13.1	<u>20</u>	
	5D-2V 単線	7.4	10	
	5D-2W 単線	8.1	10	
	8D-2V 7/0.8	11.3	<u>20</u>	
	10D-2V 単線	13.4	<u>20</u>	

(ECX)	5C-2W 単線	8.3	10	
	7C-2V 7/0.4	10.3	<u>15</u>	
	10C-2V 7/0.5	13.1	<u>15</u>	
	5D-2V 単線	7.4	10	
	5D-2W 単線	8.1	10	
	8D-2V 7/0.8	11.3	<u>15</u>	
	10D-2V 単線	13.4	<u>15</u>	